

令和 6 年10月27日執行

衆 議 院 議 員 総 選 挙
最高裁判所裁判官国民審査

選 挙 の 概 要

令和6年度は、現職の任期を踏まえると、当選挙管理委員会が管理執行する選挙は予定していなかったが、8月、岸田総理大臣（当時）が秋の自由民主党総裁選挙に出馬しないことを表明するとともに、出馬予定者の発言や報道機関の報道等の状況から、にわかに選挙の気配が高まった。

その後、石破新総裁が総理大臣に指名される前に自由民主党総裁の立場として、「総理大臣に指名された際には衆議院を解散し、10月27日に総選挙を実施する」旨を9月30日に表明。翌10月1日に、総理大臣として改めて選挙の実施を表明したことで、10月9日には衆議院が解散され、10月15日公示、10月27日に第50回衆議院議員総選挙が執行されることとなった。

日程的な観点では、首相就任から8日後の解散は戦後最短、衆議院解散から投開票まで18日間の日程は、令和3年10月31日に執行された第49回衆議院議員総選挙の際の17日間に次いで戦後2番目に短いとされ、選挙管理委員会としては準備に充てられる日数が過去にないほど少ない中での選挙の執行となった。

県選挙管理委員会としては、9月30日に開催された定例の会議において、石破自由民主党総裁の選挙執行の表明を踏まえ、解散総選挙が執行される可能性は相当程度高いと判断し、円滑な事務執行に向けて、表明された日程を前提とした事務執行日程等について決定し、選挙に臨んだところである。

今回の選挙では、令和4年11月28日に公布、令和4年12月28日に施行された改正公職選挙法による区割り改定（全国で10増10減）が本県に適用され、これまで6選挙区であったものが1減の5選挙区となり。また、これまで仙台市太白区が旧宮城県第1区と旧宮城県第3区に、大崎市が旧宮城県第5区と旧宮城県第6区に分かれていたものが解消され、それぞれ単一の選挙区となったことにより、選挙事務の観点からは、選挙人名簿の調製や投開票事務などにおいて効率的に作業ができるようになったと言える。

10月8日に立候補予定者・政党等説明会を開催し、その後、急ピッチで公示日までに予備審査等を実施した。今回の選挙から立候補届出様式等をExcelにより容易に作成できる電子ファイルを準備したことにより、候補者側の事務負担の軽減と利便性の向上を図ることができたほか、日程が限られる中、電子メール等により円滑に事前確認を行うことができたが、候補者とのやり取りの中でも、候補者側にとっても急な選挙であったことが推察され、立候補届出書類等のほか、ポスターやビラの準備等に苦慮している様子も伺えた。

10月15日公示日は、午前8時頃から立候補予定者やその関係者、政党関係者が会場となった宮城県庁101会議室に参集し始め、予定どおり午前8時30分からくじ棒により立候補届出の順序を決めたのち、立候補届出受理を行った。

今回は事前に予想された候補者（いずれも政党届出）のみの届出であり、宮城県第1区3名、宮城県第2区3名、宮城県第3区2名、宮城県第4区4名、宮城県第5区が3名と、全5区計15名の立候補となった。候補者届出政党別には政党名順に自由民主党5名、日本維新の会4名、日本共産党1名、立憲民主党4名、れいわ新選組1名であり、概ね1時間半程度で円滑に候補者及び候補者届出政党に対して

公営物資の交付まで終了することができ、午前 10 時頃には立候補届出受理の体制を縮小することができた。

選挙啓発では、基本的には従来の取組である啓発ポスターの掲出やチラシの配布、テレビスポットCM、特設Webサイトの開設、広告塔の設置、巡回広報、投票所来場者カードの作成などにとどまったが、選挙啓発ポスターにはポスターコンクールの高校生の入賞作品をデザインとして採用したほか、模擬投票イベントでは「令和式投票講座 あなたの投票スタイルは？」と題したテーマとすることで、少しでも若年層の選挙について心理的なハードルを下げ、興味・関心を持ってもらえるよう配慮したところである。

また、今回新たな取組として、本県のデジタル身分証アプリ（ポケットサイン）の「県からのお知らせ」機能を活用し、県選挙管理委員会のHPに選挙公報のデータを掲載した後、期日前投票開始日、投票日前日及び当日にプッシュ型で選挙のお知らせ（選挙公報を掲載している旨も含む）を通知した。

12 日間の選挙期間中、選挙管理委員会には様々な問合せ等が寄せられたところではあるが、こちらも急な選挙であったためか、他の選挙に比べ問い合わせが少なかったように感じられた。一方、特に比例代表選挙における「同一の略称である政党が複数ある」ことについての問合せが最も多く、選挙管理委員会としては如何様にもできない問題であり、対応に苦慮することが多かった。

選挙期日における投票は、県内 933 か所の投票所で行われた。当日は、穏やかな天候ではあったものの、大谷翔平選手が出場したメジャーリーグのワールドシリーズやプロ野球の日本シリーズが日中に行われている最中での投票となったことの影響は不明であるが、県平均の投票率は 52.16%となり、前回（令和3年：55.87%）と比べ、3.71 ポイント下回る結果となった。

期日前投票は、石巻市において、引き続き大学への設置や移動期日前投票所が試行設置されたほか、他のいくつかの自治体でも大型商業施設に設置されるなど、115 か所で行われた。準備期間の短さから、一部の商業施設で期日前投票所を設置できない自治体もあった中、期日前投票を行った選挙人は、366,054 人と、前回（令和3年：357,528 人）と比べ、2.3%の伸びとなった。

開票は全市区町村において即日開票で行われ、市区町村の開票速報は、従前のとおり午後 9 時現在を第 1 報として 30 分ごとに中間速報を発表した。また、今回の速報では、報道機関側からの要望を受けて昨年度の県議会議員選挙でも実施した、市区町村からの報告を即時に公表するリアルタイムでの速報方式を国政選挙としては初めて採用し、また、市区町村ごとの開票の確定状況を分かりやすく表示する改善を行った。その効果もあってか、速報実施中の報道機関等からの問合せの大幅な減少が感じられたが、一方で、市区町村側の入力誤り等についても即時公表されるため、実務的かつ効率的にその訂正をどのように周知するかといった点に課題が残った。

小選挙区の開票確定は仙台市宮城野区の午前 2 時 25 分の報告後の午前 2 時 40 分、比例代表は仙台市青葉区の午前 4 時 21 分の報告後の午前 4 時 30 分、国民審査は仙台市泉区の午前 9 時 32 分の報告後の午前 9 時 40 分に確定した。

開票作業自体は大きなトラブル等もなく、比較的順調に進んだものと思われるが、一部の自治体において、報告値の不整合や担当者や円滑に連絡が取れないことなどにより、確認に時間を要することとなり、結果として開票確定まで時間を要したことなどは、今後改善すべき課題であると考えている。

選挙会は10月30日に宮城県庁201会議室で開催され、当選人を決定した後、直ちに宮城県庁第一会議室において当選証書付与式が行われた。櫻井選挙管理委員会委員長から候補者一人一人に対し当選証書が付与された後、自身の議員経験を踏まえた、議員への期待の挨拶があった。候補者届出政党別の当選人数は自由民主党1人、立憲民主党4人であり、新現元別では新人2人、元職3人であった。

なお、今回の選挙に関して、管理執行上問題となった事案としては、二重交付又は二重交付が疑われる事案が2件、不在者投票用紙請求の事務遅滞が1件発生しており、引き続き、市区町村選挙管理委員会に注意喚起を行っていくとともに、引き続き、気を引き締めて、選挙事務を行っていきたい。また、今回の選挙においても、一票の格差が生じているとして、小選挙区選出議員選挙の無効を求める訴訟が全国で提起され、本県においても全選挙区に関して仙台高等裁判所に訴訟が提起されており、2月28日に全国における高裁判決と同様、一旦「合憲」の判断がなされたが、この判決を不服として、原告らが上告したことから、最高裁判所の判断が待たれるところである。

改めて、今回の選挙を総括すると、準備期間等を考慮すれば選挙執行においては非常に厳しい環境であったものの、概ね適正に管理執行できたものと考えている。この場を借りて、選挙の執行に際し御協力いただいた市区町村選挙管理委員会をはじめとする関係各位や選挙人の皆さまに対し、心よりお礼申し上げます。

1 選挙期日の公示

(1) 衆議院議員総選挙

(令和6年10月15日付官報第1325号)

詔

書

日本国憲法第7条及び第54条並びに公職選挙法第31条によって、令和6年10月27日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御 名 御 璽

令和6年10月15日

内閣総理大臣 石 破 茂

(2) 最高裁判所裁判官国民審査

(令和6年10月15日付官報第1325号)

○中央選挙管理会告示第28号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第5条第1項の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号を次のとおり告示する。

令和6年10月15日

中央選挙管理会委員長 宮 里 猛

一 審査の期日 令和6年10月27日

一 審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号

お	じま	あきら	みや	がわ	みつこ	いま	さき	ゆき	ひこ
尾	島	明	宮	川	美津子	今	崎	幸	彦
ひら	き	まさ	ひろ	いし	かね	きみ	ひろ	なか	むら
平	木	正	洋	石	兼	公	博	中	村
									まこと
									慎

2 告示（宮城県公報の写し）

(1) 令和6年10月11日 金曜日

宮 城 県 公 報

第543号

宮城県公報

発 行 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数
- 衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時
- 衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日

七 七 七

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一号

第五十回衆議院議員総選挙において、宮城県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者届出政党一政党当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

令和六年十月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県における候補者届出政党の届出候補者数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
一人又は二人の場合	株式会社仙台放送	一	東北放送株式会社	一
	株式会社宮城テレビ放送	一		
三人から五人までの場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	一		

○宮選管告示第百二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内名簿届出政党等名称等掲示の順序を定めるくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日時 令和六年十月十五日 午後五時三十分

○宮選管告示第百三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和六年十月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

選挙時登録の基準日

令和六年十月十四日

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

- 衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者
- 衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙長の事務を行う場所

ページ

一 二 二 二 二 二 三 三 三 三 三 四

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙長の事務を行う場所
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所

四 四 四 四 四 四

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙における選挙長、宮城県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

- 衆議院小選挙区選出議員選挙
- 宮城県第一区
- 選挙長 宮城郡利府町 櫻 井 正 人
- 同職務代理者 仙台市青葉区 黒 澤 治
- 宮城県第二区
- 選挙長 宮城郡利府町 櫻 井 正 人
- 同職務代理者 仙台市青葉区 黒 澤 治
- 宮城県第三区
- 選挙長 仙台市青葉区 植 木 俊 哉
- 同職務代理者 仙台市青葉区 浅 川 大 典
- 宮城県第四区
- 選挙長 仙台市青葉区 植 木 俊 哉

同職務代理人 仙台市青葉区 浅川 大典
宮城県第五区

選挙 長 仙台市泉区 戸井 秀一
同職務代理人 仙台市太白区 太田 雅俊
衆議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 仙台市宮城野区 高橋 勝
同職務代理人 仙台市泉区 柴 淳子
○宮選管告示第百五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院議員総選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。
令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙会
一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日 時 令和六年十月三十日 午前十時
衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日 時 令和六年十月三十日 午前十時

○宮選管告示第百六号
最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条及び同法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十五条で準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条の規定により、令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

宮城県審査分会長 仙台市宮城野区 高橋 勝
同職務代理人 仙台市泉区 柴 淳子
○宮選管告示第百七号
最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条で準用する公職選挙法

（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりとする。
令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二 日 時 令和六年十月三十日 午前十時
○宮選管告示第百八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。
令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

宮城県第一区 候補者一人につき 金 二五、八一三、八〇〇円
宮城県第二区 候補者一人につき 金 二五、九一五、一〇〇円
宮城県第三区 候補者一人につき 金 二三、二七四、五〇〇円
宮城県第四区 候補者一人につき 金 二四、八三九、四〇〇円
宮城県第五区 候補者一人につき 金 二四、一七一、五〇〇円
○宮選管告示第百九号

令和六年十月十四日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人
一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、〇一九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三七、六一八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八三、二七五	岩沼選挙区	一二、〇四六
宮城野選挙区	五三、〇九八	登米選挙区	二〇、九二〇
若林選挙区	三九、一二一	栗原選挙区	一七、八三二
太白選挙区	六五、九二〇	東松島選挙区	一〇、八三四
泉選挙区	五九、二二九	大崎選挙区	三五、〇五二
石巻・牡鹿選挙区	四〇、一二二	富谷・黒川選挙区	二五、五一三
塩釜選挙区	一四、九三一	柴田選挙区	二二、三二二
気仙沼・本吉選挙区	二〇、〇九九	亘理選挙区	一二、八〇九
白石・刈田選挙区	一一、五三六	宮城選挙区	一三、七四四
名取選挙区	二一、八七八	加美選挙区	七、九〇六
角田・伊具選挙区	一一、一七八	遠田選挙区	一〇、八九一
多賀城・七ヶ浜選挙区	二一、四〇九		

〇宮選管告示第百十号

令和六年十月十四日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

三三七、六一八

〇衆選一告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 櫻 井 正 人

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

〇衆選一告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 櫻 井 正 人

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和六年十月二十四日 午後五時

〇衆選二告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 櫻 井 正 人

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

〇衆選二告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 櫻 井 正 人

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 令和六年十月二十四日 午後五時

〇衆選三告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 植 木 俊 哉

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選三告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 植 木 俊 哉

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○衆選四告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 植 木 俊 哉

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選四告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区

選挙長 植 木 俊 哉

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○衆選五告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙長の事務を行

う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 戸 井 秀 一

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆選五告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区

選挙長 戸 井 秀 一

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○衆比選告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 高 橋 勝

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

○衆比選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 高 橋 勝

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時

○国審宮告示第一号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮城県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

最高裁判所裁判官国民審査

宮城県審査分会長

高 橋

勝

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁

宮城県公報

発 行 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

ページ

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の立候補者 一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の立候補者 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の立候補者 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の立候補者 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の立候補者 三

選挙管理委員会

○衆選一告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき宮城県第一区において、候補者として次のとおり届出があった。
令和六年十月十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 櫻 井 正 人

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	本籍	住 所	年 齢	候補者届出政党の名称	職 業	一のウェブサイト等のアドレス
一	令和六年十月十五日	政党	岡 本 もとあき子	宮城県	宮城県仙台市太白区	満六十歳	立憲民主党	政党役員	http://okamotoakikonet/
二	令和六年十月十五日	政党	高 橋 こうじ	神奈川県	宮城県仙台市太白区	満六十一歳	日本維新の会	日本維新の会衆議院宮城県第一区選挙区支部長	https://takahashiko.jnet/
三	令和六年十月十五日	政党	土 井 とおる	宮城県	宮城県仙台市青葉区	満六十六歳	自由民主党	自由民主党宮城県第一選挙区支部長	http://doi-toru.com/

○衆選二告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき宮城県第二区において、候補者として次のとおり届出があった。

令和六年十月十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区
選挙長 櫻 井 正 人

届出受 理番号	届 出 年 月 日	届出 の別	候 補 者 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	候補者届出 政党の名称	職 業	一のウェブサイト等のアドレス
一	令和六年十月十五日	政党	早 坂 あつし	宮城県	宮城県仙台市青葉区	満五十三歳	日本維新の会	政党支部役員	https://atsushi-ishin.com/
二	令和六年十月十五日	政党	鎌 田 さゆり	宮城県	宮城県仙台市泉区	満五十九歳	立憲民主党	政党役員	https://kanatasayuri.jp
三	令和六年十月十五日	政党	秋 葉 けんや	宮城県	宮城県仙台市泉区	満六十二歳	自由民主党	自由民主党宮城県第二選挙区支部長	http://www.akiba21.net

○衆選三告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき宮城県第三区において、候補者として次のとおり届出があった。

令和六年十月十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区
選挙長 植 木 俊 哉

届出受 理番号	届 出 年 月 日	届出 の別	候 補 者 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	候補者届出 政党の名称	職 業	一のウェブサイト等のアドレス
一	令和六年十月十五日	政党	西 村 あきひろ	福岡県	宮城県名取市	満六十四歳	自由民主党	自由民主党宮城県第三選挙区支部長	https://www.a-nishinura.jp/
二	令和六年十月十五日	政党	柳 沢 つよし	宮城県	宮城県名取市	満六十一歳	立憲民主党	政党役員	https://www.facebook.com/yanagisawatsuyoshi

○衆選四告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき宮城県第四区において、候補者として次のとおり届出があった。

令和六年十月十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区
選挙長 植 木 俊 哉

届出受 理番号	届 出 年 月 日	の届出	候 補 者 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	候補者届出 政党の名称	職 業	一のウェブサイト等のアドレス
一	令和六年十月十五日	政党	いとう 信太郎	宮城県	東京都港区	満七十一歳	自由民主党	選挙区支部長	https://www.ito-sintaro.jp/
二	令和六年十月十五日	政党	おおば 林 まさひで	東京都	東京都新宿区	満六十歳	れいわ新選組	無職	
三	令和六年十月十五日	政党	さと う ゆういち	宮城県	宮城県石巻市	満四十五歳	日本維新の会	自営業	https://sato-yuichi.com/
四	令和六年十月十五日	政党	あざ 住 淳	宮城県	宮城県石巻市	満六十二歳	立憲民主党	政党役員	https://azumi-jun.jp

○衆選五告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき宮城県第五区において、候補者として次のとおり届出があった。

令和六年十月十六日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区
選挙長 戸 井 秀 一

届出受 理番号	届 出 年 月 日	の届出	候 補 者 氏 名	本 籍	住 所	年 齢	候補者届出 政党の名称	職 業	一のウェブサイト等のアドレス
一	令和六年十月十五日	政党	なか 嶋 れ ん	宮城県	宮城県仙台市泉区	満七十一歳	日本共産党	政党役員	https://x.com/rennakajima
二	令和六年十月十五日	政党	おの の 寺 五 典	宮城県	宮城県気仙沼市	満六十四歳	自由民主党	選挙区支部長	https://www.itsunori.com
三	令和六年十月十五日	政党	さかい つねはる	宮城県	宮城県気仙沼市	満四十五歳	日本維新の会	NPO法人役員	https://sakai-tsuneharu.net/

宮城県公報

発 行 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙において当選人となった者の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、当選人となった者の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称は、次のとおりである。

令和六年十月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

選挙区	住 所	氏名 (通称又は旧姓)	候補者 届出政党
宮城県第一区	宮城県仙台市太白区長町五丁目三番一―二〇 〇七号	山下 章子 (岡本 あき子)	立憲民主党
宮城県第二区	宮城県仙台市泉区住吉台東四丁目一二番地の 一二	鎌田 さゆり	立憲民主党
宮城県第三区	宮城県名取市ゆりが丘四丁目一八番地の一	柳 沢 剛	立憲民主党
宮城県第四区	宮城県石巻市南中里四丁目一番一八号	安 住 淳	立憲民主党
宮城県第五区	宮城県気仙沼市南町四丁目一番一―一号	小野寺 五 典	自由民主党

宮城県公報

発 行 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支
報告書の要旨の公表

二

選挙管理委員会	○宮選管告示第十六号 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。 令和七年二月二十五日 宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻井 正 人

令和 7 年 2 月 2 5 日
宮城県公報第 5 7 9 号別冊

令和6年10月27日執行
第50回衆議院小選挙区選出議員選挙における
各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

宮城県選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1	選挙の種類	令和6年10月27日執行	衆議院小選挙区選出議員選挙	宮城県第1区		
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）					25,813,800 円
3	報告書の要旨					
候補者氏名 出納責任者氏名	山下 章子	候補者 届出政党	立憲民主党	令和6年10月4日から 第1回分 令和6年11月5日まで		
	鈴木 清美					
収入		支出				
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職 業）	人 件 費	362,600 円			
立憲民主党	（寄附額）	家 屋 費	91,500			
岡本あき子の会	政 党	選挙事務所費	-			
宮城県トラック事業政治連盟	政治団体	集会会場費	91,500			
	政治団体	通 信 費	1,664,385			
		交 通 費	-			
		印 刷 費	2,616,687			
		広 告 費	1,210,867			
		文 具 費	15,505			
		食 糧 費	330,433			
		休 泊 費	74,800			
		雑 費	1,255,013			
その他の寄附	- 件					
その他の収入	2,000,000					
今 回 計	10,600,000	今 回 計	7,621,790			
前 回 計	-	前 回 計	-			
総 計	10,600,000	総 計	7,621,790			
支出のうち 公費負担相当額		項 目	金 額			
		選挙運動用通常養護の作成	278,250 円			
		ビラの作成	490,000 円			
		ポスター の作成	1,182,728 円			
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円			
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円			
		個人質疑会の立札及び看板の類の作成	294,770 円			
		政見放送のための録画等				
		計	2,539,991 円			
報告書受理年月 日	令和6年11月8日	第1回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1	選挙の種類	令和6年10月27日執行	衆議院小選挙区選出議員選挙	宮城県第1区		
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）					25,813,800 円
3	報告書の要旨					
候補者氏名 出納責任者氏名	山下 章子	候補者 届出政党	立憲民主党	令和6年11月7日から 第2回分 令和6年11月15日まで		
	鈴木 清美					
収入		支出				
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職 業）	人 件 費	- 円			
		家 屋 費	1,520,714			
		選挙事務所費	1,520,714			
		集会会場費	-			
		通 信 費	-			
		交 通 費	-			
		印 刷 費	-			
		広 告 費	-			
		文 具 費	-			
		食 糧 費	-			
		休 泊 費	1,161,800			
		雑 費	65,784			
その他の寄附	- 件					
その他の収入	-					
今 回 計	-	今 回 計	2,748,298			
前 回 計	10,600,000	前 回 計	7,621,790			
総 計	10,600,000	総 計	10,370,088			
報告書受理年月 日	令和6年11月18日	第2回報告分				

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第1区

2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,813,800 円

3報告書の要旨

候補者氏名	山下 章子	候補者 届出政党	立憲民主党	令和6年11月16日から 第3回分 期間 令和6年12月5日まで
出納責任者氏名	鈴木 清美			
収入				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出		円
	(寄附額)	人件費		29,700
	- 円	家屋費		29,700
		選挙事務所費		-
		集会会場費		13,297
		通信費		-
		交通費		-
		印刷費		-
		広告費		-
		文具費		-
		食糧費		-
		休泊費		-
		雑費		23,342
その他の寄附	- 件			
その他の収入	-			
今回計	-	今回計		66,339
前回計	10,600,000	前回計		10,370,088
総計	10,600,000	総計		10,436,427

報告書受理年月日

令和6年12月5日

第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第1区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,813,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	高橋 浩司	候補者 届出政党	日本維新の会	令和6年10月1日から 第1回分 期間 令和6年10月26日まで
出納責任者氏名	高橋 浩司			

収入	支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	1,205,500 円
日本維新の会	政党 3,000,000 円	家屋費	59,508
佐藤 幸市	会社員 30,000	選挙事務所費	59,508
		集会会場費	-
		通信費	-
		交通費	67,264
		印刷費	3,158,674
		広告費	1,327,751
		文具費	8,251
		食糧費	189,373
		休泊費	-
		雑費	70,667
その他の寄附	4 件	今回計	6,086,988
その他の収入		前回計	-
今回計		総計	6,086,988
前回計			
総計			

支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業務の作成	金額	278,250 円
	ビラの作成		490,000 円
	ポスターの作成		1,181,424 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		204,770 円
	政見放送のための録画等		
計			2,538,687 円

報告書受理年月日

令和6年11月9日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第1区

2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,813,800 円

3報告書の要旨

候補者氏名	土井 亨	候補者	自由民主党	令和6年11月20日から第3回分 期間 令和6年12月5日まで
出納責任者氏名	関 幸悦			
収入		支出		
主たる寄附		人件費		- 円
(氏名・団体名)	(職業)	家屋費		726,000
	(寄附額)	選挙事務所費		726,000
	- 円	集会会場費		-
		通信費		97,995
		交通費		4,162
		印刷費		-
		広告費		-
		文具費		-
		食糧費		-
		休泊費		-
		雑費		770
その他の寄附	- 件			
その他の収入	-			
今回計	-	今回計		828,927
前回計	13,000,000	前回計		12,581,720
総計	13,000,000	総計		13,410,647

報告書受理年月日

令和6年12月9日

第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第1区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,813,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	土井 亨	候補者	自由民主党	令和6年12月7日から第4回分 令和7年1月29日まで
出納責任者氏名	関 幸悦			
収入		支出		円
主たる寄附		人件費		13,200
(氏名・団体名)	(職業)	家屋費		13,200
	(寄附額)	選挙事務所費		-
	- 円	集会会場費		62,546
		通信費		-
		交通費		-
		印刷費		-
		広告費		169,839
		文具費		-
		食糧費		-
		休泊費		-
		雑費		1,100
その他の寄附	- 件	今回計		246,685
その他の収入	-	前回計		13,410,647
今回計	-	総計		13,657,332
前回計	13,000,000			
総計	13,000,000			

報告書受理年月日

令和7年1月30日

第4回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1	選挙の種類	令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙	宮城県第2区			
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）					25,915,100 円
3	報告書の要旨					
候補者氏名	早坂 敦	候補者氏名	日本維新の会	候補者氏名	日本維新の会	令和6年9月17日から第1回分 令和6年11月1日まで
出納責任者氏名	早坂 敦	出納責任者氏名	早坂 敦	出納責任者氏名	早坂 敦	出納責任者氏名
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) 政治家	人件費	645,000 円			
日本維新の会	政党	家屋費	1,978,311			
早坂あつし衆議会(幹の会)	政治団体	選挙事務所費	1,978,311			
		集会会場費	-			
		通信費	111,578			
		交通費	33,787			
		印刷費	1,722,315			
		広告費	1,675,822			
		文具費	9,580			
		食糧費	488,720			
		休泊費	-			
		雑費	996,573			
その他の寄附	- 件					
その他の収入	-					
今回計	6,000,000	今回計	7,661,686			
前回計	-	前回計	-			
総計	6,000,000	総計	7,661,686			
項目			金額			
選挙運動用通常費書の作成			276,500 円			
ビラの作成			490,000 円			
ポスターの作成			736,000 円			
選挙事務所の立札及び看板の類の作成			169,500 円			
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			214,000 円			
個人演説会の立札及び看板の類の作成			- 円			
政見放送のための録画等			-			
計			1,886,000 円			
報告書受理年月日			令和6年11月11日	第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1	選挙の種類	令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙	宮城県第2区			
2	公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）					25,915,100 円
3	報告書の要旨					
候補者氏名	高橋 昌勝	候補者氏名	立憲民主党	候補者氏名	立憲民主党	令和6年10月5日から第1回分 令和6年11月2日まで
出納責任者氏名	高橋 昌勝	出納責任者氏名	高橋 昌勝	出納責任者氏名	高橋 昌勝	出納責任者氏名
収入		支出				
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) 政治家	人件費	556,000 円			
立憲民主党	政党	家屋費	378,387			
日本弁護士政治連盟	政治団体	選挙事務所費	378,387			
		集会会場費	-			
		通信費	-			
		交通費	87,230			
		印刷費	2,725,102			
		広告費	1,071,445			
		文具費	-			
		食糧費	444,979			
		休泊費	-			
		雑費	865,020			
その他の寄附	- 件					
その他の収入	5,000,000					
今回計	10,050,000	今回計	6,128,163			
前回計	-	前回計	-			
総計	10,050,000	総計	6,128,163			
項目			金額			
選挙運動用通常費書の作成			278,250 円			
ビラの作成			490,000 円			
ポスターの作成			1,156,250 円			
選挙事務所の立札及び看板の類の作成			169,839 円			
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			214,404 円			
個人演説会の立札及び看板の類の作成			204,770 円			
政見放送のための録画等			-			
計			2,513,513 円			
報告書受理年月日			令和6年11月11日	第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1選挙の種類令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第2区

2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

3報告書の要旨

25,915,100円

候補者氏名	鎌田さゆり	候補者	立憲民主党	令和6年11月3日から第2回分 令和6年12月26日まで
出納責任者氏名	高橋昌勝			
収入		支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
		-円		
		人件費		-円
		家屋費		629,310
		選挙事務所費		629,310
		集会会場費		-
		通信費		-
		交通費		-
		印刷費		-
		広告費		-
		文具費		1,871,786
		食糧費		-
		休泊費		-
		雑費		-
その他の寄附	-件			
その他の収入				
今回計		3,000,000	今回計	2,501,096
前回計		3,000,000	前回計	6,128,163
総計		10,050,000	総計	8,629,259
		13,050,000		

報告書受理年月日令和7年1月9日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第2区

2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,915,100 円

3報告書の要旨

候補者氏名	秋葉 賢也	候補者	自由民主党	令和6年9月5日から 第1回分 令和6年10月29日まで
出納責任者氏名	西 憲太郎	候補者	自由民主党	

収入	支出			
主たる寄附	人件費	費	785,000 円	
(氏名・団体名)	家屋費	費	76,240	
自由民主党城島第二選挙区支部	選挙事務所費		60,000	
宮城県歯科医師連盟	集会会場費		16,240	
宮城県薬剤師連盟	通信費	費	456,462	
宮城県柔道整復師連盟	交通費	費	79,010	
TKC東北政経研究会	印刷費	費	1,888,992	
TKC全国政経研究会	広告費	費	1,359,166	
宮城県総理・政治連盟	文具費	費	8,332	
全国中小企業政治協会	食糧費	費	129,858	
日本精神科病院政治連盟	休泊費	費	166,810	
自由民主党城島トラクタ支部	雑費	費	234,167	
その他の寄附	- 件			
その他の収入	-			
今回計	22,100,000	今回計	5,184,037	
前回計	-	前回計	-	
総計	22,100,000	総計	5,184,037	

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業務書の作成	269,880 円
	ビラの作成	483,000 円
	ポスターの作成	1,136,142 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	152,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	110,000 円
	政見放送のための録画等	
計		2,320,831 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第3区

2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,274,500 円

3報告書の要旨

候補者氏名	西村 明宏	候補者	自由民主党	令和6年10月4日から第1回分 期間 令和6年11月8日まで
出納責任者氏名	佐々木 俊倫			

収入	支出	829,440 円
主たる寄附	人件費	1,546,566
(氏名・団体名)	家屋費	1,476,166
自由民主党宮城県第三選挙区支部	選挙事務所費	70,400
	集会会場費	1,312,420
	通信費	-
	交通費	2,393,275
	印刷費	1,089,000
	広告費	27,223
	文具費	138,114
	食糧費	-
	休泊費	153,756
	雑費	
その他の寄附	- 件	
その他の収入	-	
今回計	5,500,000	7,489,794
前回計	-	-
総計	5,500,000	7,489,794

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業務書の作成	278,280 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,217,208 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	189,839 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人質疑会の立札及び看板の類の作成	294,770 円
	政見放送のための録画等	
計		2,575,171 円

報告書受理年月日	令和6年11月10日
第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第3区

2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,274,500 円

3報告書の要旨

候補者氏名	西村 明宏	候補者	自由民主党	令和6年11月9日から第2回分 期間 令和6年12月10日まで
出納責任者氏名	佐々木 俊倫			
収入		支出		
主たる寄附		人件費		- 円
(氏名・団体名)	(職業)	家屋費		34,255
		選挙事務所費		34,255
		集会会場費		-
		通信費		104,658
		交通費		-
		印刷費		-
		広告費		-
		文具費		-
		食糧費		-
		休泊費		-
		雑費		440
その他の寄附	- 件			
その他の収入	-			
今回計	-	今回計		139,353
前回計	5,500,000	前回計		7,489,794
総計	5,500,000	総計		7,629,147

報告書受理年月日

令和6年12月12日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第3区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

3 報告書の要旨

23,274,500 円

候補者氏名	柳沢 剛	候補者	立憲民主党	令和6年10月1日から第1回分
出納責任者氏名	細工 忠晴	届出政党		令和6年10月26日まで
収入		支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	人件費		673,200 円
立憲民主党	政党	家屋費		735,200
宮城県トラックス事業政治連盟	政治団体	選挙事務所費		735,200
		集会会場費		-
		通信費		472,110
		交通費		4,830
		印刷費		2,147,880
		広告費		767,023
		文具費		35,824
		食糧費		275,935
		休泊費		13,000
		雑費		1,035,555
その他の寄附	- 件	今回計		6,160,557
その他の収入	-	前回計		-
今回計	5,100,000	総計		6,160,557
前回計	-			
総計	5,100,000			

項目	金額
選挙運動用通常費の作成	278,250 円
ビラの作成	490,700 円
ポスターの作成	1,176,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	113,226 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
個人質疑の立札及び看板の類の作成	192,500 円
政見放送のための録画等	
計	2,465,080 円

支出のうち
公費負担相当額

その他の収入

今回計

前回計

総計

今回計

前回計

総計

報告書受理年月日 令和6年11月8日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第3区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

3 報告書の要旨

23,274,500 円

候補者氏名	柳沢 剛	候補者	立憲民主党	令和6年10月27日から第2回分
出納責任者氏名	細工 忠晴	届出政党		令和6年11月20日まで
収入		支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	人件費		- 円
		家屋費		1,705,000
		選挙事務所費		1,705,000
		集会会場費		-
		通信費		-
		交通費		-
		印刷費		-
		広告費		-
		文具費		-
		食糧費		-
		休泊費		-
		雑費		880
その他の寄附	- 件	今回計		1,705,880
その他の収入	400,000	前回計		6,160,557
今回計	400,000	総計		7,866,437
前回計	5,100,000			
総計	5,500,000			

その他の収入

今回計

前回計

総計

今回計

前回計

総計

報告書受理年月日 令和6年11月20日

第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第3区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,274,500 ¥

3 報告書の要旨

候補者氏名	柳沢 剛	立憲民主党	令和6年11月21日から 第3回分 期間 令和6年11月26日まで
出納責任者氏名	細工 忠晴		
収入			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)		
	- 円		
支出			
人件費			
家屋費			
選挙事務所費			
集合会場費			
通信費			31,224
交通費			-
印刷費			-
広告費			295,400
文具費			-
食糧費			-
休泊費			-
雑費			880
その他の寄附	- 件		
その他の収入			
今 回 計	300,000		327,504
前 回 計	300,000		7,866,437
今 回 計	5,500,000		8,193,941
前 回 計	5,800,000		
総 計			

報告書受理年月日 令和6年11月26日

第3回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第4区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,839,400 ¥

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤 信太郎	自由民主党	令和6年9月10日から 第1回分 令和6年11月1日まで
出納責任者氏名	熊谷 守広		
収入			
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	支出	510,000 円
自由民主党埼玉県第四選挙区支部	政党支部	人件費	1,914,168
		家屋費	1,757,352
		選挙事務所費	156,816
		集合会場費	282,497
		通信費	201,710
		交通費	1,539,500
		印刷費	1,192,730
		広告費	45,083
		文具費	152,207
		食糧費	620,300
		宿泊費	198,084
		雑費	
その他の寄附	- 件	今 回 計	6,656,279
その他の収入	-	前 回 計	-
今 回 計	5,500,000	総 計	6,656,279
前 回 計	-		
総 計	5,500,000		
支出のうち 公費負担相当額		項 目	金 額
		選挙運動用通常業務の作成	273,000 円
		ビラの作成	346,500 円
		ポスター の作成	920,000 円
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	55,000 円
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	- 円
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	- 円
		政見放送のための録画等	- 円
		計	1,594,500 円

報告書受理年月日

令和6年11月8日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第4区						
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）						
3 報告書の要旨						
24,839,400 円						
候補者氏名	伊藤 信太郎	候補者	自由民主党	令和6年11月2日から第2回分		
出納責任者氏名	熊谷 守広	届出政党		期間		
				令和6年11月20日まで		
収入		支出				
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職 業）	人 件 費	（寄附額）	6,800	- 円	- 円
		家 屋 費		6,800		4,410
		選挙事務所費				4,410
		集会会場費				-
		通 信 費				73,465
		交 通 費				-
		印 刷 費				-
		広 告 費				-
		文 具 費				-
		食 糧 費				-
		休 泊 費				-
		雑 費				-
				3,239		
その他の寄附	- 件					
その他の収入						
今 回 計		今 回 計		10,039		77,875
前 回 計		前 回 計		6,656,279		6,666,318
総 計		総 計		6,666,318		6,744,193
報告書受理年月日		令和6年11月21日		第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第4区						
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）						
3 報告書の要旨						
24,839,400 円						
候補者氏名	伊藤 信太郎	候補者	自由民主党	令和6年11月21日から第3回分		
出納責任者氏名	熊谷 守広	届出政党		期間		
				令和6年12月9日まで		
収入		支出				
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職 業）	人 件 費	（寄附額）	4,410	- 円	- 円
		家 屋 費		4,410		4,410
		選挙事務所費				4,410
		集会会場費				-
		通 信 費				73,465
		交 通 費				-
		印 刷 費				-
		広 告 費				-
		文 具 費				-
		食 糧 費				-
		休 泊 費				-
		雑 費				-
その他の寄附	- 件					
その他の収入						
今 回 計		今 回 計		77,875		77,875
前 回 計		前 回 計		6,666,318		6,666,318
総 計		総 計		6,744,193		6,744,193
報告書受理年月日		令和6年12月9日		第3回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第4区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

3 報告書の要旨

24,839,400 円

候補者氏名	伊藤 信太郎	候補者党派	自由民主党	令和6年12月10日から第4回分 期間 令和6年12月27日まで
出納責任者氏名	熊谷 守広			

収入	支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費	- 円
	家屋費	4,410
	選挙事務所費	4,410
	集会会場費	-
	通信費	1,045
	交通費	-
	印刷費	-
	広告費	-
	文具費	-
	食糧費	-
	休泊費	-
	雑費	-
その他の寄附	- 件	
その他の収入	-	
今回計	-	5,455
前回計	5,500,000	6,744,193
総計	5,500,000	6,749,648

報告書受理年月日	令和6年12月27日	第4回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第4区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

3 報告書の要旨

24,839,400 円

候補者氏名	大林 正英	候補者党派	れいわ新選組	令和6年10月1日から第1回分 期間 令和6年10月31日まで
出納責任者氏名	奥山 昇			

収入	支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費	780,000 円
	家屋費	210,780
	選挙事務所費	210,780
	集会会場費	-
	通信費	-
	交通費	40,000
	印刷費	-
	広告費	146,014
	文具費	-
	食糧費	47,838
	休泊費	412,500
	雑費	556,206
その他の寄附	- 件	
その他の収入	1,000,000	
今回計	4,000,000	2,193,338
前回計	-	-
総計	4,000,000	2,193,338

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	- 円
ビラの作成	- 円
ポスターの作成	- 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	- 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	- 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	- 円
政見放送のための録画等	- 円
計	- 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第4区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,839,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 雄一	候補者	日本維新の会	令和6年3月16日から 第1回分 令和6年10月31日まで
出納責任者氏名	佐藤 雄一	届出政党		

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費 385,000 円
日本維新の会	家屋費 100,000
友入 英男	選挙事務所費 100,000
	集合会場費 -
	通信費 -
	交通費 -
	印刷費 764,000
	広告費 551,661
	文具費 71,216
	食糧費 -
	宿泊費 -
	雑費 1,485,101
その他の寄附	- 件
その他の収入	
今回計	300,000
前回計	3,400,000
総計	今回計 3,356,978
	前回計 -
	総計 3,356,978

支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業務の作成	項目	金額
	ビラの作成		- 円
	ポスターの作成		- 円
	選挙事務所の立札及び看板の額の作成		- 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の額の作成		- 円
	個人質疑の立札及び看板の額の作成		- 円
	政見放送のための録画等		- 円
	計		- 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第4区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,839,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	安住 淳	候補者	立憲民主党
出納責任者氏名	安住 忠彦		

収入	支出	
主たる寄附 （氏名・団体名）	人件費	576,000 円
立憲民主党	家屋費	531,347
	選挙事務所費	58,287
	集合会場費	473,060
	通信費	93,379
	交通費	29,190
	印刷費	1,769,770
	広告費	1,088,150
	文具費	259,751
	食糧費	171,517
	休泊費	-
	雑費	140,746
その他の寄附	- 件	
その他の収入	-	
今回計	5,000,000	4,659,850
前回計	-	-
総計	5,000,000	4,659,850

支出のうち 公費負担相当額	選挙運動用通常業務の作成	金額	231,000 円
	ビラの作成		423,500 円
	ポスターの作成		893,270 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		111,100 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		184,800 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		- 円
	政見放送のための録画等		- 円
	計		1,843,670 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第5区

2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,171,500 円

3報告書の要旨

候補者氏名	中嶋 康	候補者	日本共産党	令和6年10月11日から第1回分 令和6年10月26日まで
出納責任者氏名	結城 豊			

収入	支出			
主たる寄附	人件費	費		- 円
(氏名・団体名)	家屋費	費		-
日本共産党北部地区委員会	選挙事務所費			-
政党支部	集会会場費			-
	通信費			-
	交通費			-
	印刷費			-
	広告費			1,449,850
	文具費			460,146
	食糧費			-
	休泊費			69,893
	雑費			138,320
				-
その他の寄附	- 件			
その他の収入	-			
今回計	2,118,209	今回計		2,118,209
前回計	-	前回計		-
総計	2,118,209	総計		2,118,209

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業務書の作成	274,750 円
	ビラの作成	490,000 円
	ポスターの作成	685,100 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	98,250 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	100,250 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	- 円
政見放送のための録画等		
計		1,648,350 円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1選挙の種類

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第5区

2公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,171,500 円

3報告書の要旨

候補者氏名	小野寺 五典	候補者	自由民主党	令和6年10月1日から第1回分 令和6年11月7日まで
出納責任者氏名	鈴木 敦			

収入	支出	金額
主たる寄附	人件費	595,250 円
(氏名・団体名)	家屋費	711,217
自由民主党宮城県第五選挙区支部	選挙事務所費	711,217
政党支部	集会会場費	-
8,000,000 円	通信費	-
	交通費	13,985
	印刷費	2,216,963
	広告費	631,460
	文具費	-
	食糧費	44,382
	休泊費	-
	雑費	1,701,179
その他の寄附	- 件	
その他の収入	-	
今回計	8,000,000	5,914,436
前回計	-	-
総計	8,000,000	5,914,436

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常業務書の作成	278,250 円
	ビラの作成	490,700 円
	ポスターの作成	1,233,986 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	- 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	- 円
	政見放送のための録画等	
	計	2,217,340 円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第5区						
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）						
3 報告書の要旨						
24,171,500 円						
候補者氏名	小野寺 五典	候補者届出政党	自由民主党	令和6年11月8日から第2回分		
出納責任者氏名	鈴木 敦			令和6年12月5日まで		
収入	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	- 円		
	人件費				支出	- 円
	家屋費			14,844	人件費	645,000 円
	選挙事務所費			14,844	家屋費	695,291
	集会会場費			-	選挙事務所費	695,291
	通信費			40,544	集会会場費	-
	交通費			-	通信費	44,399
	印刷費			-	交通費	173,323
	広告費			-	印刷費	2,375,543
	文具費			-	広告費	707,857
	食糧費			-	文具費	85,063
	休泊費			-	食糧費	318,623
	雑費			-	休泊費	105,700
支出	その他の寄附	- 件			雑費	138,829
	その他の収入				人件費	645,000 円
	今 回 計				家屋費	695,291
	前 回 計				選挙事務所費	695,291
	総 計				集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
					食糧費	318,623
					休泊費	105,700
					雑費	138,829
その他の寄附	その他の収入				人件費	645,000 円
	今 回 計				家屋費	695,291
	前 回 計				選挙事務所費	695,291
	総 計				集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
					食糧費	318,623
					休泊費	105,700
					雑費	138,829
					人件費	645,000 円
その他の収入	その他の収入				家屋費	695,291
	今 回 計				選挙事務所費	695,291
	前 回 計				集会会場費	-
	総 計				通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
					食糧費	318,623
					休泊費	105,700
					雑費	138,829
					人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
その他の収入	その他の収入				選挙事務所費	695,291
	今 回 計				集会会場費	-
	前 回 計				通信費	44,399
	総 計				交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
					食糧費	318,623
					休泊費	105,700
					雑費	138,829
					人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
その他の収入	その他の収入				集会会場費	-
	今 回 計				通信費	44,399
	前 回 計				交通費	173,323
	総 計				印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
					食糧費	318,623
					休泊費	105,700
					雑費	138,829
					人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
その他の収入	その他の収入				通信費	44,399
	今 回 計				交通費	173,323
	前 回 計				印刷費	2,375,543
	総 計				広告費	707,857
					文具費	85,063
					食糧費	318,623
					休泊費	105,700
					雑費	138,829
					人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
その他の収入	その他の収入				交通費	173,323
	今 回 計				印刷費	2,375,543
	前 回 計				広告費	707,857
	総 計				文具費	85,063
					食糧費	318,623
					休泊費	105,700
					雑費	138,829
					人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
その他の収入	その他の収入				印刷費	2,375,543
	今 回 計				広告費	707,857
	前 回 計				文具費	85,063
	総 計				食糧費	318,623
					休泊費	105,700
					雑費	138,829
					人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
その他の収入	その他の収入				広告費	707,857
	今 回 計				文具費	85,063
	前 回 計				食糧費	318,623
	総 計				休泊費	105,700
					雑費	138,829
					人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
その他の収入	その他の収入				文具費	85,063
	今 回 計				食糧費	318,623
	前 回 計				休泊費	105,700
	総 計				雑費	138,829
					人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
その他の収入	その他の収入				食糧費	318,623
	今 回 計				休泊費	105,700
	前 回 計				雑費	138,829
	総 計				人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
その他の収入	その他の収入				食糧費	318,623
	今 回 計				休泊費	105,700
	前 回 計				雑費	138,829
	総 計				人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
その他の収入	その他の収入				食糧費	318,623
	今 回 計				休泊費	105,700
	前 回 計				雑費	138,829
	総 計				人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
その他の収入	その他の収入				食糧費	318,623
	今 回 計				休泊費	105,700
	前 回 計				雑費	138,829
	総 計				人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
その他の収入	その他の収入				食糧費	318,623
	今 回 計				休泊費	105,700
	前 回 計				雑費	138,829
	総 計				人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
その他の収入	その他の収入				食糧費	318,623
	今 回 計				休泊費	105,700
	前 回 計				雑費	138,829
	総 計				人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
その他の収入	その他の収入				食糧費	318,623
	今 回 計				休泊費	105,700
	前 回 計				雑費	138,829
	総 計				人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323
					印刷費	2,375,543
					広告費	707,857
					文具費	85,063
その他の収入	その他の収入				食糧費	318,623
	今 回 計				休泊費	105,700
	前 回 計				雑費	138,829
	総 計				人件費	645,000 円
					家屋費	695,291
					選挙事務所費	695,291
					集会会場費	-
					通信費	44,399
					交通費	173,323

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 宮城県第5区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

3 報告書の要旨

24,171,500 円

候補者氏名	境 恒春	候補者 届出政党	日本維新の会	令和6年11月1日から 第2回分 令和6年11月21日まで
出納責任者氏名	境 恒春			

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	- 円
	- 円	家屋費	40,590
		選挙事務所費	40,590
		集会会場費	-
		通信費	17,275
		交通費	-
		印刷費	-
		広告費	-
		文具費	-
		食糧費	-
		休泊費	-
		雑費	-
その他の寄附	- 件		
その他の収入	-		
今回計	-	今回計	57,865
前回計	3,160,000	前回計	5,289,628
総計	3,160,000	総計	5,347,493

報告書受理年月日	令和6年11月22日	第2回報告分
----------	------------	--------

3 選挙事務執行日程

月日	曜	公示日 前後	選挙期日 前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
9.30	月	△ 15	△ 27	選挙事務 執行日程等 の決定 (選挙の執行を想 定) 選挙期日の表明 (自由民主党総裁)	○県選挙管理委員会開催(定例会) ※10月15日公示、10月27日執行の場合 〈議案関係〉 ○選挙事務執行日程の決定 ○選挙人名簿選挙時登録の基準日の決定 (法22) ○投票記載所の氏名等掲示(比例代表)の 順序を定めるくじを行う場所、日時の決 定(法175、県規151) ○選挙立会人、選挙分会立会人のくじを 行う場所、日時の決定(法76、62、県規 ○選挙会、選挙分会、審査分会の場所、 日時の決定(法77、78、審法27) ○事務局の体制について ○ポスター掲示場板面区画数の決定(県 規98) ○投票及び開票の順序の決定 ○選挙長、選挙分会長、審査分会長、同 職務代理者の選任(法75、令80、審法 27、審令15) ○選挙長、選挙分会長、審査分会長の事 務を行う場所の決定(県規72) ○選挙啓発計画の決定(法6) ○委員長専決事項の決定 ○選挙啓発計画の決定(法6) 〈報告関係(委員長専決処分)〉 ○投票用紙、点字投票用紙の紙色、字色 (点字投票用紙への点字による選挙種 別の表示を含む)(法45、則5) ○最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙 の様式の決定(審法14) ○選挙運動用ビラの証紙(小選挙区候補 者用、候補者届出政党用)(法142、県規 ○選挙運動用ポスターの証紙(小選挙区 候補者届出政党用)(法144、県規96の2) ○政見放送を行うことができる基幹放送 事業者及び政見放送の回数(実施規程2) ○政見放送の放送順序を定めるくじの実 施要領(法150、実施規程13、14) ○選挙公報(小選挙区、比例代表)の掲載 順序を定めるくじの実施要領(法169、県 ○投票記載所の氏名等掲示(比例代表)の 順序を定めるくじの実施要領(法175)	○市区町村選挙管理委員会開催(あらか じめ) ○選挙事務執行計画の決定 ○選挙人名簿の登録の移替えをしない期 間の決定、周知(令17) ○投票・開票管理者、同職務代理者の選 任(法37、61、令24、67) ○投票立会人(小選挙区、比例代表)の選 任、通知(法38、令27) ○投票区の決定(法17) ○投票所の決定(法39) ○投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げ の決定、届出(法40、県規29) ○期日前投票所の投票管理者、同職務代 理者の選任(法48の2、37) ○期日前投票所の投票立会人の選任(法 48の2、38) ○期日前投票所の決定(法48の2、39) ○期日前投票所の開閉時刻の繰り上げ、 繰り下げの決定(期日前投票所を2か所 以上設ける場合のみ)(法48の2、40) ○在外選挙人が期日前投票を行う期日前 投票所の指定(法49の2、48の2) ○指定投票区、指定関係投票区の指定、 告示、通知(指定した場合)(法37、令26) ○不在者投票を行う場所の決定(法49、 令56、57) ○不在者投票の時間の変更の決定、告 示、報告(法270の2、令142の3、県規49) ○不在者投票(在外選挙人の不在者投票 を含む)のための投票用紙等の郵送日の 決定(公示日の前日)(令53、59の4) ○投票記載所の氏名等の掲示の順序を定 めるくじを行う場所、日時の決定(法 175、県規151) ○繰上投票の内申(必要な場合)(法56、 県規47) ○開票の場所、日時の決定(法63、64) ○開票立会人のくじを行う場所、日時の 決定(法62) ○ポスター掲示場減少協議(法144の2、 令111、県規98の4) ○ポスター掲示場の設置場所の決定、報 告(法144の2、県規97) ○ポスター掲示場設置場所一覧表及び図 面の交付(令111の2) ○個人演説会施設の指定(指定の変更、 取消しを含む)(法161)
10.1	火	△ 14	△ 26	選挙期日の表明 (内閣総理大臣)		
10.2	水	△ 13	△ 25			
10.3	木	△ 12	△ 24			
10.4	金	△ 11	△ 23		○政見放送・経歴放送等関係放送局打合 会	
10.5	土	△ 10	△ 22			
10.6	日	△ 9	△ 21			
10.7	月	△ 8	△ 20			
10.8	火	△ 7	△ 19		○立候補予定者・政党等説明会	
10.9	水	△ 6	△ 18	解散	○県選管、県警、地検三者共同声明(書 面) ○宮城県明るい選挙推進協議会臨時総会 (書面開催) ○選挙期日の決定(閣議決定) ※解散の翌日から選挙期日まで禁止され る事項 ○候補者等の政治活動用ポスター掲示の 禁止(法143) ○後援団体(資金管理団体を除く)の寄附 等の禁止(法199の5) ○直接請求の署名収集の禁止(地自法 74、地自令92)	○郵便による在外投票の投票用紙等の郵 送開始(令65の11、在規23)

月日	曜	公示日 前後	選挙期日 前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
10.10	木	△ 5	△ 17		○地方支局長、市区町村選挙管理委員会書記長・担当者会議（オンライン） ○報道機関等打合せ	
10.11	金	△ 4	△ 16		○立候補届出書類等予備審査 ○指定病院等不在者投票管理者へ資料送 ○選挙人名簿選挙時登録の基準日の告示（法22、令14） ○投票記載所の氏名等の掲示（比例代表）の順序を定めるくじを行う場所、日時の告示（法175、県規151）	○投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所、日時の告示（法
10.12	土	△ 3	△ 15		○立候補届出受理準備（公営諸物資、諸証明書整備）	
10.13	日	△ 2	△ 14		○投票用紙等送致	○投票用紙等受領、保管
10.14	月	△ 1	△ 13	選挙人名簿 選挙時登録 基準日・登録日	○選挙人名簿選挙時登録の登録者数報告受理（法22、令22、県規22） ○選挙運動費用支出制限額の決定（法194、令127） ○立候補届出受理準備（リハーサル）	○選挙人名簿選挙時登録、報告（法22、令22、県規22） ○直接請求に要する選挙権を有する者の数の告示（地自法74、75、76、80、81、86、地教行法8、合特法4、5） ○ポスター掲示場の設置期限（法144の2、掲示場条例1、県規97） ○ポスター掲示場の設置場所の告示期限（法144の2） ○不在者投票のための投票用紙等の告示日前の請求の郵送開始（令53、59の4） ○不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示期限（令142の3）
10.15	火	0	△ 12	総選挙の 選挙期日の公示 国民審査の 期日及び裁判官 氏名の告示 立候補届出期日 政見放送申出期日 選挙公報申請期日	<告示関係> ○選挙長、選挙分会長、審査分会長、同職務代理者の選任の告示（法75、令81、審令15、県規71） ○選挙会、選挙分会、審査分会の場所及び日時の告示（法78、審法34、県規73） ○繰上投票の告示（実施する場合）（法56、令46、県規47） ○選挙運動費用支出制限額の告示（法196、県規155） ○直接請求に要する選挙権を有する者の数の告示（地自法74ほか、地教行法8） ○選挙長、選挙分会長、審査分会長の事務を行う場所の告示（県規72） ○選挙立会人、選挙分会立会人のくじを行う場所、日時の告示（法76、62、県規） ○政見放送を行うことができる基幹放送事業者、政見放送の回数（告示（あらかじめ）（実施規程2） <受理関係> ○立候補届出受理（午前8時30分開始、午後5時締切）（法86、270、県規80） ○選挙事務所設置（異動）届出受理開始（法130、令108、県規91） ○出納責任者選任届出受理開始（法180、県規152） ○選挙運動従事者（報酬を支給する者）の届出受理開始（法197の2、令129、県規） ○選挙立会人、選挙分会立会人届出受理開始（法76、62、令82、69、県規74） ○選挙公報（小選挙区）掲載申請受理（午後5時締切）（法168、県規138） ○選挙運動用ビラ届出受理開始（法142、県規95） ○政見放送、経歴放送申込期限（実施規程5、取扱規程4の2） <選挙公営関係> ○選挙運動用自動車の使用契約届出受理開始（法141、令109の4、則17の4） ○選挙運動用通常葉書の作成契約届出受理開始（法142、令109の7、則17の4） ○選挙運動用ビラの作成契約届出受理開始（法142、令109の8、則17の4） ○選挙事務所用立札・看板の類の作成契約届出受理開始（法143、令110の2、則17の4）	<告示・通知関係> ○投票・開票管理者、同職務代理者の選任の告示、通知（法37、61、令25、68） ○投票立会人の選任通知（法38、令27） ○投票区決定（変更）の告示（法17） ○投票所の告示、通知、報告（法41、県規30） ○投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの告示、通知、届出（法40、県規29） ○期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任の告示、通知（令49の7、25） ○期日前投票所の投票立会人の選任、通知（法48の2、38） ○期日前投票所の場所の告示（期日前投票所を2か所以上設ける場合は期日前投票所の場所、設置期間を告示）、通知（法○期日前投票所の開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの告示、通知（法48の2、40） ○在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の告示（令65の13） ○開票の場所、日時の告示、報告（法64、県規58） ○開票立会人のくじを行う場所、日時の告示（法62） ○繰上投票の通知（実施する場合）（令46） ○候補者等に関する通知を投票管理者に通知（令92） <受理関係> ○開票立会人届出受理開始（法62、令69、県規59） ○選挙事務所設置（異動）届出受理開始（法130、令108、県規91） ○公営施設使用の個人演説会、政党演説会の開催届出受理開始、通知（法163、令112、115、県規124） <実施関係> ○選挙人名簿選挙時登録に係る異議の申出期日（法24） ○選挙人名簿の閲覧停止（選挙期日後5日まで）（異議の申出期日において特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合は除く。）（法28の2）

月日	曜	公示日 前後	選挙期日 前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
					○選挙運動用自動車用立札・看板の類の作成契約届出受理開始(法143、令110の3、則17の4) ○個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成契約届出受理開始(法143、令110の4、則17の4) ○個人演説会用立札・看板の類の作成契約届出受理開始(法164の2、令125の3、 ○政見放送録画等の契約届出受理開始(法150、令111の5、則17の4) ○選挙運動用自動車の燃料代確認申請受理開始(法141、令109の4、則17の5) ○選挙運動用通常葉書の作成枚数確認申請受理開始(法142、令109の7、則17の5) ○選挙運動用ビラの作成枚数確認申請受理開始(法142、令109の8、則17の5) ○選挙事務所用立札・看板の類の作成枚数確認申請受理開始(法143、令110の2、 ○選挙運動用自動車用立札・看板の類の作成枚数確認申請受理開始(法143、令110の3、則17の5) ○個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成枚数確認申請受理開始(法143、令110の4、則17の5) ○個人演説会用立札・看板の類の作成枚数確認申請受理開始(法164の2、令125の3、則17の5) <交付関係> ○公営諸物資、諸証明書交付 ○選挙運動用自動車燃料代確認書交付開始(法141、令109の4、則17の5) ○選挙運動用通常葉書の作成枚数確認書交付開始(法142、令109の7、則17の5) ○選挙運動用ビラ作成枚数確認書交付開始(法142、令109の8、則17の5) ○選挙事務所用立札、看板の類の作成枚数確認書交付開始(法143、令110の2、則 ○選挙運動用自動車用立札・看板の類の作成枚数確認書交付開始(法143、令110の3、則17の5) ○個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書交付開始(法143、令110の4、則17の5) ○個人演説会用立札・看板の類の作成枚数確認書交付開始(法164の2、令125の3、則17の5) <通知その他> ○候補者に関する報告、通知、照会(法86、令92、県規77、81) ○衆議院名簿届出政党の名称等の通知(令92) ○審査に付される裁判官の氏名等の通知(審法5の2、審令3) ○繰上投票の通知(実施する場合)(令46) ○投票記載所の氏名等掲示(比例代表)の順序を定めるくじの実施、通知(法175) ○政見放送の放送日時の決定(実施規程) ○政見放送の放送順序を定めるくじの実施、通知(実施規程14) ○選挙公報(小選挙区)の掲載順序(経歴放送の順序)を定めるくじの実施(法169、県規144、取扱規程4) ○選挙公報(小選挙区)の印刷発注 ○点字による氏名等提示作成 ○違反選挙事務所の閉鎖命令(その都度)(法134) ○違反文書図画の撤去命令(その都度)(法147、201の14)	○選挙人名簿を期日前投票所の投票管理者に送付(令49の7、28) ○在外選挙人名簿登録停止(選挙期日まで)(法30の6) ○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじの実施(法175) ○違反選挙事務所の閉鎖命令(その都度)(法134) ○違反文書図画の撤去命令(その都度)(法147、201の11) ○公営施設以外の施設における個人演説会開始(法161の2) ○投票所入場券の送付(令31) ○期日前投票、不在者投票の準備

月日	曜	公示日 前後	選挙期日 前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
10.16	水	1	△ 11	期日前投票開始 不在者投票開始 国民審査の 期日前投票開始 国民審査の 不在者投票開始	○候補者に関する告示(法86、県規81) ○衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示物の共同印刷発注 ○審査に付される裁判官の氏名等の掲示物の共同発注(審令19)(あらかじめ) ○選挙公報(比例代表)、審査公報の掲載文の受領(中央選挙管理会から)(法169、 ○選挙公報(比例代表)の掲載順序を定めるくじの実施(法169、県規144) ○選挙公報(比例代表)、審査公報の印刷発注	○期日前投票開始(法48の2) ○不在者投票開始(法49、令56、57、58) ○期日前投票所、不在者投票記載所(名簿登録地の不在者投票に限る)に氏名等掲示開始(法175、県規150) ○国民審査の不在者投票のための投票用紙等の告示日前の請求の郵送開始(審令) ○国民審査の氏名等掲示開始(審令19) ○国民審査の期日前投票開始(審法26、審令13) ○国民審査の不在者投票開始(審法26、審令13) ○候補者の氏名等を投票・開票管理者(期日前投票所の投票管理者を含む)へ通知(令92、県規81) ○衆議院名簿届出政党等の名称等を投票・開票管理者(期日前投票所の投票管理者を含む)へ通知(令92) ○審査に付される裁判官の氏名等を投票・開票管理者(期日前投票所の投票管理者を含む)へ通知(審法5の2、審令3) ○期日前投票所及び投票箱の閉鎖(最終日まで毎日)(法48の2) ○期日前投票の投票箱の鍵を封印する投票立会人の指定及び封印(最終日まで毎日)(法48の2) ○期日前投票所の投票録作成(最終日まで毎日)(令49の9)
10.17	木	2	△ 10	衆議院名簿 登載者(比例代表) 補充立候補届出期限	○選挙公報(比例代表)掲載名簿届出政党等数の通知(中央選挙管理会から)	○公営施設使用の個人演説会開始(法161、163)
10.18	金	3	△ 9			
10.19	土	4	△ 8			
10.20	日	5	△ 7		○選挙公報(小選挙区、比例代表)、審査公報送致(法170、審法53、審令28、県規147の2)	○選挙公報、審査公報受領、配布開始
10.21	月	6	△ 6			
10.22	火	7	△ 5			○投票所の告示期限、報告(法41、県規30)
10.23	水	8	△ 4	郵便による 不在者投票請求期限	○市区町村選挙管理委員会投・開票速報担当者会議(オンライン)	○郵便による不在者投票の投票用紙等請求期限(令59の4) ○郵便による在外投票の投票用紙等請求期限(令65の11)
10.24	木	9	△ 3	補充立候補(小選挙区) 届出期限 開票立会人、 選挙立会人 届出期限	○補充立候補(小選挙区)届出締切(法86) ○選挙立会人、選挙分会立会人届出締切(法76、62、県規74) ○選挙立会人、選挙分会立会人を定めるくじの実施、通知(法76、62、県規74) ○審査分会立会人の選任(審法27)	○投票立会人の選任通知期限(法38、令) ○開票立会人(小選挙区、比例代表)届出締切(法62、県規59) ○開票立会人(小選挙区、比例代表)を定めるくじの実施、通知(法62、令70の2) ○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじの実施(補充立候補のあった場) ○公営施設使用の個人演説会開催申出の受理最終日(法129、163)
10.25	金	10	△ 2			○選挙公報、審査公報配布期限(法170、審法53、審令28、県規147の2)
10.26	土	11	△ 1	選挙運動最終日 期日前投票最終日 不在者投票最終日	○投票・開票速報リハーサル	○投票・開票速報リハーサル ○期日前投票最終日(法48の2) ○不在者投票最終日(法49、270の2、令56、57、58) ○在外投票(帰国投票)最終日(法49の2、令65の13) ○洋上投票最終日(令59の6) ○投票記載所の氏名等掲示の準備(法175、県規150) ○繰上投票の実施(実施する場合)(法56) ○投票所、開票所の準備 ○期日前投票、投票録等を選挙管理委員会に送致(法48の2、55、令49の10) ○選挙人名簿又はその抄本を投票管理者に送付(令28)

月日	曜	公示日 前後	選挙期日 前後	一般的事項	県の行う事項	市区町村の行う事項
10.27	日	12	0	投票・開票日	○選挙当日の選挙事務所の制限及び閉鎖命令(法132、134) ○投票、開票結果の速報受領、発表、報告	○選挙当日の選挙事務所の制限及び閉鎖命令(法132、134) ○投票の実施 ○不在者投票に関する調書の作成(令61) ○不在者投票、不在者投票に関する調書を投票管理者に送致(令60、61、県規56) ○期日前投票、投票録等を開票管理者に送致(法48の2、55、令49の10) ○在外投票を指定在外選挙投票区(在外投票事務処理簿を添えて)送致(令65の7、65の12、65の19) ○投票録、選挙人名簿等を開票管理者に送致(法54、55) ○開票の実施 ○投票、開票結果の速報
10.28	月	13	1		○開票結果の速報受領、発表、報告 ○啓発資材等の撤去作業	○開票結果の速報
10.29	火	14	2		○投票点検結果報告の審査、受領(法66、審法21)	○投票点検結果報告(法66、審法21、県規64の2)
10.30	水	15	3	当選人の決定	○選挙会、選挙分会、審査分会の開催(法80、審法27、県規75) ○当選人の決定、報告、告知、告示(法95、101、県規81の2、82) ○当選証書の付与(法105)	
10.31	木	16	4		○当選等に関する報告(法108) ○選挙分会、審査分会結果報告(法81、審法29)	
11.1	金	17	5			
11.2	土	18	6			
11.3	日	19	7			
11.4	月	20	8			
11.5	火	21	9			
11.6	水	22	10			
11.7	木	23	11			
11.8	金	24	12			
11.9	土	25	13			
11.10	日	26	14			
11.11	月	27	15	選挙運動費用収支報告書提出期限	○選挙運動費用収支報告書(第1回分)受付最終日(法189)	

凡例

法・・・・・・公職選挙法（昭和25年法律第100号）
 令・・・・・・公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
 則・・・・・・公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）
 実施規程・・・・・・政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）
 取扱規程・・・・・・政見放送および経歴放送取扱規程（昭和44年日本放送協会）
 地自法・・・・・・地方自治法（昭和22年法律第67号）
 地自令・・・・・・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
 地教行法・・・・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
 合特法・・・・・・市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）
 県規・・・・・・宮城県公職選挙執行規程（昭和31年宮選管告示第10号）
 審法・・・・・・最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）
 審令・・・・・・最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）

4 選挙人名簿登録者数【市区町村別】

令和6年10月14日 現在

宮城県選挙管理委員会

市区町村名	今回(令和6年10月14日)現在			前回(令和6年9月登録日)現在			対前回比	
	男	女	計	男	女	計	増減数	増減率(%)
総 数	919,506	981,435	1,900,941	919,441	981,593	1,901,034	△ 93	△0.00%
市 部 計	777,091	835,489	1,612,580	776,912	835,531	1,612,443	137	0.01%
郡 部 計	142,415	145,946	288,361	142,529	146,062	288,591	△ 230	△0.08%
仙 台 市 計	430,906	471,016	901,922	430,585	470,886	901,471	451	0.05%
青 葉 区	117,969	131,856	249,825	117,879	131,766	249,645	180	0.07%
宮城野区	76,964	82,328	159,292	76,868	82,315	159,183	109	0.07%
若 林 区	56,772	60,589	117,361	56,694	60,546	117,240	121	0.10%
太 白 区	94,346	103,413	197,759	94,291	103,374	197,665	94	0.05%
泉 区	84,855	92,830	177,685	84,853	92,885	177,738	△ 53	△0.03%
石 巻 市	55,769	59,607	115,376	55,801	59,682	115,483	△ 107	△0.09%
塩 竈 市	21,370	23,422	44,792	21,379	23,429	44,808	△ 16	△0.04%
気 仙 沼 市	24,135	26,001	50,136	24,174	26,053	50,227	△ 91	△0.18%
白 石 市	13,258	13,759	27,017	13,282	13,786	27,068	△ 51	△0.19%
名 取 市	31,965	33,668	65,633	31,956	33,628	65,584	49	0.07%
角 田 市	11,566	11,637	23,203	11,591	11,653	23,244	△ 41	△0.18%
多 賀 城 市	25,523	26,350	51,873	25,495	26,323	51,818	55	0.11%
岩 沼 市	17,742	18,395	36,137	17,749	18,404	36,153	△ 16	△0.04%
登 米 市	30,687	32,073	62,760	30,706	32,094	62,800	△ 40	△0.06%
栗 原 市	25,982	27,514	53,496	26,014	27,556	53,570	△ 74	△0.14%
東 松 島 市	15,811	16,690	32,501	15,818	16,696	32,514	△ 13	△0.04%
大 崎 市	51,611	53,545	105,156	51,609	53,547	105,156	0	0.00%
富 谷 市	20,766	21,812	42,578	20,753	21,794	42,547	31	0.07%
刈 田 郡 計	5,200	5,389	10,589	5,212	5,402	10,614	△ 25	△0.24%
蔵 王 町	4,683	4,859	9,542	4,696	4,866	9,562	△ 20	△0.21%
七ヶ宿町	517	530	1,047	516	536	1,052	△ 5	△0.48%
柴 田 郡 計	33,108	33,856	66,964	33,158	33,893	67,051	△ 87	△0.13%
大河原町	9,637	10,227	19,864	9,627	10,233	19,860	4	0.02%
村 田 町	4,366	4,331	8,697	4,377	4,347	8,724	△ 27	△0.31%
柴 田 町	15,580	15,801	31,381	15,613	15,809	31,422	△ 41	△0.13%
川 崎 町	3,525	3,497	7,022	3,541	3,504	7,045	△ 23	△0.33%
伊 具 郡 計	5,185	5,144	10,329	5,206	5,169	10,375	△ 46	△0.44%
丸 森 町	5,185	5,144	10,329	5,206	5,169	10,375	△ 46	△0.44%
亘 理 郡 計	18,838	19,587	38,425	18,851	19,592	38,443	△ 18	△0.05%
亘 理 町	13,897	14,463	28,360	13,898	14,451	28,349	11	0.04%
山 元 町	4,941	5,124	10,065	4,953	5,141	10,094	△ 29	△0.29%
宮 城 郡 計	27,663	28,921	56,584	27,639	28,913	56,552	32	0.06%
松 島 町	5,498	5,989	11,487	5,496	6,009	11,505	△ 18	△0.16%
七ヶ浜町	7,618	7,735	15,353	7,626	7,728	15,354	△ 1	△0.01%
利 府 町	14,547	15,197	29,744	14,517	15,176	29,693	51	0.17%
黒 川 郡 計	17,324	16,637	33,961	17,327	16,627	33,954	7	0.02%
大 和 町	11,948	11,106	23,054	11,958	11,088	23,046	8	0.03%
大 郷 町	3,140	3,265	6,405	3,143	3,267	6,410	△ 5	△0.08%
大 衡 村	2,236	2,266	4,502	2,226	2,272	4,498	4	0.09%
加 美 郡 計	11,637	12,081	23,718	11,651	12,110	23,761	△ 43	△0.18%
色 麻 町	2,570	2,762	5,332	2,575	2,774	5,349	△ 17	△0.32%
加 美 町	9,067	9,319	18,386	9,076	9,336	18,412	△ 26	△0.14%
遠 田 郡 計	15,945	16,728	32,673	15,957	16,730	32,687	△ 14	△0.04%
涌 谷 町	6,254	6,472	12,726	6,272	6,475	12,747	△ 21	△0.16%
美 里 町	9,691	10,256	19,947	9,685	10,255	19,940	7	0.04%
牡 鹿 郡 計	2,488	2,470	4,958	2,485	2,474	4,959	△ 1	△0.02%
女 川 町	2,488	2,470	4,958	2,485	2,474	4,959	△ 1	△0.02%
本 吉 郡 計	5,027	5,133	10,160	5,043	5,152	10,195	△ 35	△0.34%
南三陸町	5,027	5,133	10,160	5,043	5,152	10,195	△ 35	△0.34%

衆議院議員小選挙区別登録者数(区割り改正法適用後)

	男	女	計
第一区	212,315	235,269	447,584
第二区	218,591	235,747	454,338
第三区	136,862	141,435	278,297
第四区	186,714	195,909	382,623
第五区	165,024	173,075	338,099

県議会合区等選挙区別登録者数

	男	女	計
石巻・牡鹿	58,257	62,077	120,334
気仙沼・本吉	29,162	31,134	60,296
白石・刈田	18,458	19,148	37,606
角田・伊具	16,751	16,781	33,532
多賀城・七ヶ浜	33,141	34,085	67,226
富谷・黒川	38,090	38,449	76,539
宮城	20,045	21,186	41,231

5 在外選挙人名簿登録者数【市区町村別】

令和6年10月14日 現在

宮城県選挙管理委員会

市区町村名	今回(令和6年10月14日)現在			前回(令和6年9月登録日)現在			対前回比	
	男	女	計	男	女	計	増減数	増減率(%)
総 数	374	648	1,022	371	650	1,021	1	0.10%
市 部 計	298	536	834	296	537	833	1	0.12%
郡 部 計	76	112	188	75	113	188	0	0.00%
仙 台 市 計	161	338	499	158	338	496	3	0.60%
青 葉 区	68	123	191	68	123	191	0	0.00%
宮 城 野 区	20	45	65	20	46	66	△ 1	△ 1.52%
若 林 区	21	41	62	19	40	59	3	5.08%
太 白 区	26	61	87	25	60	85	2	2.35%
泉 区	26	68	94	26	69	95	△ 1	△ 1.05%
石 巻 市	19	34	53	19	34	53	0	0.00%
塩 竈 市	10	10	20	10	10	20	0	0.00%
気 仙 沼 市	3	10	13	3	10	13	0	0.00%
白 石 市	7	14	21	7	14	21	0	0.00%
名 取 市	16	22	38	17	22	39	△ 1	△ 2.56%
角 田 市	5	8	13	5	8	13	0	0.00%
多 賀 市	9	12	21	9	12	21	0	0.00%
岩 沼 市	3	12	15	3	13	16	△ 1	△ 6.25%
登 米 市	9	18	27	9	18	27	0	0.00%
栗 原 市	16	15	31	15	15	30	1	3.33%
東 松 島 市	4	2	6	5	2	7	△ 1	△ 14.29%
大 崎 市	33	32	65	33	32	65	0	0.00%
富 谷 市	3	9	12	3	9	12	0	0.00%
刈 田 郡 計	8	5	13	8	5	13	0	0.00%
蔵 王 町	7	5	12	7	5	12	0	0.00%
七ヶ宿町	1	0	1	1	0	1	0	0.00%
柴 田 郡 計	20	23	43	20	24	44	△ 1	△ 2.27%
大 河 原 町	5	6	11	5	6	11	0	0.00%
村 田 町	3	6	9	3	6	9	0	0.00%
柴 田 町	12	9	21	12	9	21	0	0.00%
川 崎 町	0	2	2	0	3	3	△ 1	△ 33.33%
伊 具 郡 計	7	6	13	7	6	13	0	0.00%
丸 森 町	7	6	13	7	6	13	0	0.00%
亘 理 郡 計	6	20	26	6	20	26	0	0.00%
亘 理 町	6	16	22	6	16	22	0	0.00%
山 元 町	0	4	4	0	4	4	0	0.00%
宮 城 郡 計	7	19	26	7	18	25	1	4.00%
松 島 町	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
七ヶ浜町	4	6	10	4	6	10	0	0.00%
利 府 町	3	13	16	3	12	15	1	6.67%
黒 川 郡 計	7	15	22	7	16	23	△ 1	△ 4.35%
大 和 町	4	11	15	4	12	16	△ 1	△ 6.25%
大 郷 町	3	4	7	3	4	7	0	0.00%
大 衡 村	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
加 美 郡 計	4	7	11	4	7	11	0	0.00%
色 麻 町	1	4	5	1	4	5	0	0.00%
加 美 町	3	3	6	3	3	6	0	0.00%
遠 田 郡 計	10	12	22	10	12	22	0	0.00%
涌 谷 町	4	1	5	4	1	5	0	0.00%
美 里 町	6	11	17	6	11	17	0	0.00%
牡 鹿 郡 計	3	4	7	3	4	7	0	0.00%
女 川 町	3	4	7	3	4	7	0	0.00%
本 吉 郡 計	4	1	5	3	1	4	1	25.00%
南三陸町	4	1	5	3	1	4	1	25.00%

衆議院議員小選挙区別登録者数(区割り改正法適用後)

	男	女	計
第一区	94	184	278
第二区	67	154	221
第三区	72	110	182
第四区	62	105	167
第五区	79	95	174

6 投票に関する調

(1) 投票所開閉時刻の繰り上げ繰り下げ

(単位：箇所)

市区町村名	投票所数	開始繰上 投票所数	開始繰下 投票所数	閉鎖繰上 投票所数	市区町村名	投票所数	開始繰上 投票所数	開始繰下 投票所数	閉鎖繰上 投票所数
青葉区	55	0	0	12	松島町	9	0	0	9
宮城野区	28	0	0	0	七ヶ浜町	14	0	0	0
若林区	18	0	0	0	利府町	14	0	0	0
太白区	35	0	0	7	宮城郡計	37	0	0	9
泉区	36	0	0	0	大和町	15	0	0	15
仙台市計	172	0	0	19	大郷町	6	0	0	6
石巻市	105	0	0	11	大衡村	6	0	0	6
塩竈市	23	0	0	0	黒川郡計	27	0	0	27
気仙沼市	42	0	0	42	色麻町	5	0	0	5
白石市	36	0	0	36	加美町	13	0	0	13
名取市	31	0	0	3	加美郡計	18	0	0	18
角田市	26	0	0	26	涌谷町	10	0	0	10
多賀城市	19	0	0	0	美里町	18	0	0	0
岩沼市	18	0	0	0	遠田郡計	28	0	0	10
登米市	55	0	0	55	女川町	7	0	0	7
栗原市	56	0	0	56	牡鹿郡計	7	0	0	7
東松島市	22	0	0	0	南三陸町	13	0	0	0
大崎市	70	0	0	70	本吉郡計	13	0	0	0
富谷市	12	0	0	12	郡部計	246	0	0	187
市部計	687	0	0	330	県計	933	0	0	517
蔵王町	15	0	0	15	備考	○繰上繰下のあった市区町村数：28 9市2区16町1村			
七ヶ宿町	7	0	0	7					
刈田郡計	22	0	0	22					
大河原町	12	0	0	12					
村田町	13	0	0	13					
柴田町	17	0	0	17					
川崎町	15	0	0	15					
柴田郡計	57	0	0	57					
丸森町	14	0	0	14					
伊具郡計	14	0	0	14					
亘理町	15	0	0	15					
山元町	8	0	0	8					
亘理郡計	23	0	0	23					

[illegible]

市区町村名	投票所名	所 称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
白石市	小原第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市	小原第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
白石市計			36				
名取市	高館第3投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
名取市	高館第5投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
名取市	高館第6投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
名取市計			3				
角田市	角田第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	角田第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	角田第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	角田第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	角田第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	角田第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	枝野第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	枝野第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	藤尾第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	藤尾第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	東根第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	東根第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	東根第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	東根第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	桜第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	桜第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	北郷第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	北郷第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	北郷第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	北郷第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	北郷第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	西根第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	西根第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	西根第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	西根第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市	西根第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
角田市計			26				
登米市	迫第1投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第2投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第3投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第4投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第5投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第6投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第7投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第8投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第9投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	迫第10投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	登米第1投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	登米第2投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	登米第3投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	登米第4投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	登米第5投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	登米第6投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	東和第1投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	東和第2投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	東和第3投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	東和第4投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	東和第5投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
登米市	東和第6投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

[illegible]

市区 町村名	投 票 名	所 称	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
大崎市	古川第22投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第23投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第24投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第25投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第26投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第27投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第28投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第29投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第30投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第31投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	古川第32投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	松山第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	松山第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	松山第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	松山第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	三本木第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	三本木第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	三本木第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	三本木第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	三本木第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	鹿島台第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	鹿島台第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	鹿島台第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	鹿島台第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	鹿島台第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	鹿島台第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	岩出山第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	岩出山第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	岩出山第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	岩出山第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	岩出山第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	岩出山第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	鳴子第1投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	鳴子第2投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	鳴子第3投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	鳴子第4投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	鳴子第5投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	鳴子第6投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	鳴子第7投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	鳴子第8投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	鳴子第9投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大崎市	田尻第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第7投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市	田尻第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大崎市計			70				
富谷市	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

市区町村名	投票所名	所 称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
富谷市	第7投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第9投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第10投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第11投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市	第12投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
富谷市計			12				
蔵王町	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第7投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第9投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第10投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第11投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第12投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第13投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第14投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町	第15投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
蔵王町計			15				
七ヶ宿町	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
七ヶ宿町	第6投票所		7時00分	17時00分	閉	繰り上げ	3時間
七ヶ宿町	第7投票所		7時00分	17時00分	閉	繰り上げ	3時間
七ヶ宿町計			7				
大河原町	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第7投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第9投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第10投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第11投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町	第12投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大河原町計			12				
村田町	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第7投票所		7時00分	16時00分	閉	繰り上げ	4時間
村田町	第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第9投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第10投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第11投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町	第12投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

市区町村名	投票所名	所 称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
村田町	第13投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
村田町計			13				
柴田町	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第7投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第9投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第10投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第11投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第12投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第13投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第14投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第15投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第16投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町	第17投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
柴田町計			17				
川崎町	第1投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第2投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第3投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第4投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第5投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第6投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第7投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第8投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第9投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第10投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第11投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第12投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第13投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第14投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町	第15投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
川崎町計			15				
丸森町	丸森第1		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	丸森第2		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	丸森第3		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	丸森第4		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	金山		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	筆甫第1		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	筆甫第2		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	大内第1		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	大内第2		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	大内第3		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	小斎		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	館矢間		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	大張		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町	耕野		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
丸森町計			14				
亘理町	亘理第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	亘理第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	亘理第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	亘理第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	吉田第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

市区町村名	投票所名	所 称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
亘理町	吉田第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	吉田第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	吉田第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	荒浜第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	荒浜第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町	逢隈第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
亘理町計			15				
山元町	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第7投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町	第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
山元町計			8				
松島町	松島海岸		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	高城		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	磯崎		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	愛宕		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	初原		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	手樽		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	北小泉		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	上竹谷		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町	幡谷		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
松島町計			9				
大和町	吉岡第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	吉岡第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	吉岡第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	宮床第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	宮床第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	宮床第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	宮床第4投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
大和町	吉田第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	吉田第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	鶴巣第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	鶴巣第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	鶴巣第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	落合第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	落合第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町	落合第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大和町計			15				
大郷町	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大郷町計			6				
大衡村	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間

市区町村名	投票所名	所 称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	開閉の別	繰上下別	時間
大衡村	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
大衡村計			6				
色麻町	第1投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町	第2投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町	第3投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町	第4投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町	第5投票所		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
色麻町計			5				
加美町	第1投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第2投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第3投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第4投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第5投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第6投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第7投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第8投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第9投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第10投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第11投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第12投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町	第13投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
加美町計			13				
涌谷町	第1投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第2投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第3投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第4投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第5投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第6投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第7投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第8投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第9投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町	第10投票所		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
涌谷町計			10				
女川町	第1投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第2投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第3投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第4投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
女川町	第5投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第6投票区		7時00分	19時00分	閉	繰り上げ	1時間
女川町	第7投票区		7時00分	18時00分	閉	繰り上げ	2時間
女川町計			7				
宮城県合計			517				

(2) 不在者投票記載場所の数

市区町村名	不在者投票記載場所数				
	不在者投票 記載場所の数	左記の内訳			
		公民館その他 の公共施設	役所・役場	支所・出張所	その他
青葉区	2	1	1	0	0
宮城野区	1	1	0	0	0
若林区	1	1	0	0	0
太白区	2	1	1	0	0
泉区	1	1	0	0	0
仙台市計	7	5	2	0	0
石巻市	16	1	8	2	5
塩竈市	1	1	0	0	0
気仙沼市	6	1	2	2	1
白石市	1	1	0	0	0
名取市	1	1	0	0	0
角田市	1	1	0	0	0
多賀城市	1	0	0	0	1
岩沼市	1	1	0	0	0
登米市	1	1	0	0	0
栗原市	1	1	0	0	0
東松島市	2	1	1	0	0
大崎市	9	1	6	2	0
富谷市	1	1	0	0	0
市部計	49	17	19	6	7
蔵王町	1	1	0	0	0
七ヶ宿町	1	1	0	0	0
刈田郡計	2	2	0	0	0
大河原町	1	1	0	0	0
村田町	1	1	0	0	0
柴田町	2	1	0	1	0
川崎町	1	1	0	0	0
柴田郡計	5	4	0	1	0
丸森町	1	1	0	0	0
伊具郡計	1	1	0	0	0
亘理町	1	1	0	0	0
山元町	1	1	0	0	0
亘理郡計	2	2	0	0	0
松島町	1	1	0	0	0
七ヶ浜町	1	1	0	0	0
利府町	1	1	0	0	0
宮城郡計	3	3	0	0	0
大和町	1	1	0	0	0
大郷町	1	0	0	0	1
大衡村	1	1	0	0	0
黒川郡計	3	2	0	0	1
色麻町	1	1	0	0	0
加美町	1	1	0	0	0
加美郡計	2	2	0	0	0
涌谷町	1	1	0	0	0
美里町	2	2	0	0	0
遠田郡計	3	3	0	0	0
女川町	1	1	0	0	0
牡鹿郡計	1	1	0	0	0
南三陸町	1	1	0	0	0
本吉郡計	1	1	0	0	0
郡部計	23	21	0	1	1
県計	72	38	19	7	8

(3) 選挙人名簿登録証明書、郵便等投票証明書及び南極選挙人証の発行

市区町村名	選挙人名簿登録 証明書の発行件数	郵便等 投票証明書の 発行件数	うち公職選挙法施行令第59 条の3の2に規定するもの	南極選挙人証
青葉区	3	30	13	0
宮城野区	3	32	7	0
若林区	0	8	1	0
太白区	3	47	6	0
泉区	2	36	9	0
仙台市計	11	153	36	0
石巻市	50	32	6	0
塩竈市	1	9	3	0
気仙沼市	19	6	0	0
白石市	0	3	0	0
名取市	2	14	1	0
角田市	0	1	0	0
多賀城市	1	8	1	0
岩沼市	0	1	0	0
登米市	1	10	1	0
栗原市	0	7	3	0
東松島市	5	4	0	0
大崎市	0	4	1	0
富谷市	0	21	0	0
蔵王町	0	2	2	0
七ヶ宿町	0	0	0	0
大河原町	0	1	1	0
村田町	0	0	0	0
柴田町	0	5	5	0
川崎町	0	2	0	0
丸森町	0	2	0	0
亘理町	0	3	0	0
山元町	0	0	0	0
松島町	1	4	4	0
七ヶ浜町	0	2	1	0
利府町	0	4	1	0
大和町	0	4	1	0
大郷町	0	2	2	0
大衡村	0	0	0	0
色麻町	0	2	1	0
加美町	0	12	3	0
涌谷町	1	2	2	0
美里町	1	0	0	0
女川町	7	0	0	0
南三陸町	3	0	0	0
県計	103	320	75	0

(4) 指定投票区の指定

市区町村名	指定投票区	指定関係 投票区数	指定在外 投票区数	市区町村名	指定投票区	指定関係 投票区数	指定在外 投票区数
青葉区	1	54	1	大和町	0	0	1
宮城野区	1	27	1	大郷町	0	0	0
若林区	1	17	1	大衡村	1	0	0
太白区	1	34	1	黒川郡計	1	0	1
泉区	1	35	1	色麻町	0	0	0
仙台市計	5	167	5	加美町	0	0	0
石巻市	1	104	0	加美郡計	0	0	0
塩竈市	1	22	1	涌谷町	1	9	0
気仙沼市	1	41	1	美里町	0	0	0
白石市	1	35	1	遠田郡計	1	9	0
名取市	0	0	1	女川町	0	0	1
角田市	0	0	1	牡鹿郡計	0	0	1
多賀城市	0	0	0	南三陸町	0	0	0
岩沼市	1	17	1	本吉郡計	0	0	0
登米市	1	54	1	郡部計	19	57	11
栗原市	0	0	1				
東松島市	1	21	1				
大崎市	1	69	1				
富谷市	1	11	1				
市部計	14	541	16				
蔵王町	0	0	0				
七ヶ宿町	0	0	1				
刈田郡計	0	0	1				
大河原町	12	0	1				
村田町	1	12	1				
柴田町	1	16	1				
川崎町	0	0	1				
柴田郡計	14	28	4				
丸森町	0	0	0				
伊具郡計	0	0	0				
亘理町	1	0	1				
山元町	1	7	1				
亘理郡計	2	7	2				
松島町	0	0	1				
七ヶ浜町	0	0	0				
利府町	1	13	1				
宮城郡計	1	13	2	県計	33	598	27

(5) 投票所に使用した施設

市区町村名	投票所数	左記の内訳														借上料を要した投票所数
		市区役所 町村役場	出張所	学校 (大学・短期大学・高等専門学校を除く)・幼稚園	大学等(大学・短期大学・高等専門学校)	公会堂	公民館	体育館(学校以外)	集会施設	駅構内	左記以外 の公共施設	その他	の ラッシュ ボックス 等	うち商店街		
青葉区	55	0	0	30	0	0	6	0	15	0	2	2	0	0	15	
宮城野区	28	1	0	24	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	
若林区	18	0	0	16	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	
太白区	35	0	0	26	0	0	1	0	2	0	6	0	0	0	2	
泉区	36	1	0	23	0	0	0	0	7	0	5	0	0	0	3	
仙台市計	172	2	0	119	0	0	8	0	27	0	14	2	0	0	21	
石巻市	105	1	4	12	0	0	4	0	79	0	5	0	0	0	70	
塩竈市	23	1	0	6	0	0	2	1	11	0	2	0	0	0	11	
気仙沼市	42	1	0	7	0	1	4	0	21	0	7	1	0	0	1	
白石市	36	0	0	3	0	0	9	0	8	0	16	0	0	0	23	
名取市	31	0	0	0	0	0	10	0	19	0	2	0	0	0	19	
角田市	26	1	0	2	0	1	8	0	14	0	0	0	0	0	14	
多賀城市	19	0	0	0	0	0	6	0	12	0	1	0	0	0	16	
岩沼市	18	1	0	3	0	0	0	0	5	0	7	2	0	0	6	
登米市	55	1	3	5	0	0	11	0	20	0	14	1	0	0	39	
栗原市	56	0	4	1	0	0	7	1	25	0	16	2	0	0	13	
東松島市	22	0	0	0	0	0	0	0	17	0	5	0	0	0	0	
大崎市	70	1	5	0	0	10	19	2	27	0	6	0	0	0	34	
富谷市	12	0	0	1	0	0	6	0	4	0	1	0	0	0	0	
市部計	687	9	16	159	0	12	94	4	289	0	96	8	0	0	267	
蔵王町	15	1	0	1	0	0	7	0	4	0	2	0	0	0	5	
七ヶ宿町	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
刈田郡計	22	1	0	1	0	0	14	0	4	0	2	0	0	0	5	
大河原町	12	0	0	1	0	0	2	2	5	0	1	1	0	0	2	
村田町	13	0	0	0	0	0	7	0	6	0	0	0	0	0	6	
柴田町	17	1	0	1	0	0	6	1	8	0	0	0	0	0	0	
川崎町	15	0	0	0	0	0	5	0	9	0	1	0	0	0	0	
柴田郡計	57	1	0	2	0	0	20	3	28	0	2	1	0	0	8	
丸森町	14	0	0	0	0	0	8	0	6	0	0	0	0	0	2	
伊具郡計	14	0	0	0	0	0	8	0	6	0	0	0	0	0	2	
亘理町	15	1	0	3	0	0	0	1	6	0	4	0	0	0	4	
山元町	8	0	0	2	0	1	0	0	2	0	3	0	0	0	3	
亘理郡計	23	1	0	5	0	1	0	1	8	0	7	0	0	0	7	
松島町	9	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	
七ヶ浜町	14	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14	
利府町	14	1	0	3	0	0	9	0	0	0	1	0	0	0	0	
宮城郡計	37	1	0	3	0	0	9	0	23	0	1	0	0	0	14	
大和町	15	1	1	0	0	0	0	0	1	0	12	0	0	0	4	
大郷町	6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	2	
大衡村	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6	
黒川郡計	27	1	1	0	0	0	2	0	7	0	16	0	0	0	12	
色麻町	5	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	4	
加美町	13	0	2	0	0	0	4	1	1	0	5	0	0	0	0	
加美郡計	18	2	2	0	0	0	4	1	4	0	5	0	0	0	4	
涌谷町	10	1	0	2	0	0	1	1	3	0	2	0	0	0	3	
美里町	18	1	0	0	0	0	0	0	14	0	3	0	0	0	0	
遠田郡計	28	2	0	2	0	0	1	1	17	0	5	0	0	0	3	
女川町	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	
牡鹿郡計	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	
南三陸町	13	1	0	2	0	0	1	0	8	0	1	0	0	0	0	
本吉郡計	13	1	0	2	0	0	1	0	8	0	1	0	0	0	0	
郡部計	246	11	3	15	0	1	59	6	105	0	45	1	0	0	55	
合計	933	20	19	174	0	13	153	10	394	0	141	9	0	0	322	

(6) 期日前投票所に使用した施設

市区町村名	期日前投票所数	左記の内訳													借上料を要した投票所数	
		市区町村役場	出張所	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚	学(短大学・校・大期・高等学専門をく)・稚			
青葉区	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
宮城野区	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
若林区	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
太白区	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
泉区	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
仙台市計	12	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	1
石巻市	26	1	8	0	1	0	2	0	3	0	0	0	11	1	0	2
塩竈市	4	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
気仙沼市	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	1
白石市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名取市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
角田市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀城市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
岩沼市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
登米市	9	1	6	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
栗原市	10	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
東松島市	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大崎市	9	1	6	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
富谷市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市部計	86	17	34	0	1	1	5	0	4	0	4	20	8	0	0	6
蔵王町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七ヶ宿町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刈田郡計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大河原町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
村田町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柴田町	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
柴田郡計	5	3	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
丸森町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊具郡計	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亘理町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山元町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亘理郡計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松島町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七ヶ浜町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利府町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城郡計	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和町	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大郷町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
大衡村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒川郡計	4	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
色麻町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加美町	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
加美郡計	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
涌谷町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遠田郡計	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女川町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
牡鹿郡計	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
南三陸町	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本吉郡計	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部計	29	19	4	0	0	0	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0
合計	115	36	38	0	1	1	6	0	6	0	7	20	8	0	0	6

(7) 投票管理者、投票事務従事者及び投票立会人

市区町村名	投票管理者					投票所事務従事者				投票 立会人	左記のうち交替 をした立会人数
	投 管 理 者	票 者 代 理 者	職 務 者 臨時に職務を 管掌した者	合 計	市 選 委 員	市 区 町 村 の 職 員	そ の 他	合 計			
青 葉 区	55	0	0	55	0	483	73	556	188	156	
宮 城 野 区	28	0	0	28	0	276	49	325	103	94	
若 林 区	18	0	0	18	0	190	44	234	72	72	
太 白 区	35	1	0	36	0	323	56	379	105	70	
泉 区	36	0	0	36	0	301	78	379	123	111	
仙台市計	172	1	0	173	0	1,573	300	1,873	591	503	
石 巻 市	105	105	0	210	22	375	29	426	210	0	
塩 竈 市	23	0	0	23	0	190	0	190	46	0	
気仙沼市	42	42	0	84	0	262	0	262	84	0	
白 石 市	36	0	0	36	61	132	6	199	72	0	
名 取 市	31	31	0	62	170	0	0	170	62	0	
角 田 市	26	26	0	52	0	0	33	33	52	0	
多賀城市	19	19	0	38	0	197	0	197	38	0	
岩 沼 市	18	18	0	36	0	121	0	121	36	0	
登 米 市	55	55	0	110	8	318	0	326	110	0	
栗 原 市	56	56	0	112	0	334	0	334	112	0	
東松島市	22	22	0	44	2	131	0	133	88	88	
大 崎 市	70	0	0	70	0	439	0	439	140	0	
富 谷 市	12	12	0	24	8	92	0	100	48	48	
市 部 計	687	387	0	1,074	271	4,164	368	4,803	1,689	639	
蔵 王 町	15	15	0	30	14	83	0	97	45	0	
七ヶ宿町	7	7	0	14	0	13	0	13	14	0	
刈田郡計	22	22	0	44	14	96	0	110	59	0	
大河原町	12	0	0	12	6	92	0	98	36	0	
村 田 町	13	13	0	26	14	65	0	79	27	0	
柴 田 町	17	0	0	17	8	117	0	125	48	0	
川 崎 町	15	15	0	30	3	77	0	80	45	0	
柴田郡計	57	28	0	85	31	351	0	382	156	0	
丸 森 町	14	14	0	28	7	70	0	77	28	0	
伊具郡計	14	14	0	28	7	70	0	77	28	0	
亘 理 町	15	15	0	30	13	97	0	110	44	0	
山 元 町	8	8	0	16	0	62	0	62	24	0	
亘理郡計	23	23	0	46	13	159	0	172	68	0	
松 島 町	9	9	0	18	0	88	0	88	21	0	
七ヶ浜町	14	0	0	14	1	88	0	89	42	0	
利 府 町	14	0	0	14	4	110	0	114	28	0	
宮城郡計	37	9	0	46	5	286	0	291	91	0	
大 和 町	15	0	0	15	3	105	0	108	30	0	
大 郷 町	6	6	0	12	0	43	0	43	15	0	
大 衡 村	6	6	0	12	0	42	0	42	12	0	
黒川郡計	27	12	0	39	3	190	0	193	57	0	
色 麻 町	5	5	0	10	0	28	0	28	15	0	
加 美 町	13	13	0	26	19	91	0	110	35	0	
加美郡計	18	18	0	36	19	119	0	138	50	0	
涌 谷 町	10	10	0	20	0	52	0	52	20	0	
美 里 町	18	18	0	36	8	100	0	108	72	0	
遠田郡計	28	28	0	56	8	152	0	160	92	0	
女 川 町	7	7	0	14	0	46	0	46	14	0	
牡鹿郡計	7	7	0	14	0	46	0	46	14	0	
南三陸町	13	13	0	26	0	85	0	85	33	0	
本吉郡計	13	13	0	26	0	85	0	85	33	0	
郡 部 計	246	174	0	420	100	1,554	0	1,654	648	0	
県 計	933	561	0	1,494	371	5,718	368	6,457	2,337	639	

(8) 期日前投票所の投票管理者、投票事務従事者及び投票立会人

市区町村名	投票管理者				投票所事務従事者				期 日 前 投 票 立 会 人	うち交代制の 対象となった 立 会 人
	投 票 管 理 者	職 務 代 理 者	臨時に職務を 管掌した者	合 計	市 区 町 村 選 挙 管 理 会 の 職 員	市 区 町 村 の 職 員	そ の 他	合 計		
青 葉 区	14	0	0	14	26	50	73	149	66	23
宮 城 野 区	13	0	0	13	72	85	34	191	32	24
若 林 区	4	0	0	4	65	129	29	223	14	14
太 白 区	20	0	0	20	24	209	42	275	81	13
泉 区	12	0	0	12	9	112	27	148	45	32
仙台市計	63	0	0	63	196	585	205	986	238	106
石 巻 市	89	38	0	127	94	60	42	196	180	0
塩 竈 市	11	0	0	11	0	38	0	38	19	0
気仙沼市	24	11	0	35	9	141	39	189	48	0
白 石 市	6	0	0	6	31	15	4	50	16	0
名 取 市	14	14	0	28	0	114	0	114	28	0
角 田 市	6	2	0	8	12	0	2	14	13	0
多賀城市	6	3	0	9	6	56	12	74	15	0
岩 沼 市	4	11	0	15	0	46	0	46	14	0
登 米 市	47	21	0	68	53	137	0	190	75	0
栗 原 市	56	18	0	74	30	71	18	119	142	0
東松島市	28	36	0	64	0	173	0	173	58	58
大 崎 市	68	0	0	68	18	200	0	218	136	23
富 谷 市	11	11	0	22	8	85	0	93	22	0
市 部 計	433	165	0	598	457	1,721	322	2,500	1,004	187
蔵 王 町	4	4	0	8	12	0	0	12	12	12
七ヶ宿町	4	4	0	8	5	0	0	5	11	0
刈田郡計	8	8	0	16	17	0	0	17	23	12
大河原町	6	0	0	6	14	44	0	58	10	0
村 田 町	2	2	0	4	14	0	1	15	2	0
柴 田 町	20	0	0	20	20	5	0	25	43	0
川 崎 町	2	1	0	3	8	23	0	31	10	0
柴田郡計	30	3	0	33	56	72	1	129	65	0
丸 森 町	7	1	0	8	12	4	0	16	9	0
伊具郡計	7	1	0	8	12	4	0	16	9	0
亘 理 町	7	11	0	18	9	41	0	50	26	4
山 元 町	4	4	0	8	9	41	0	50	6	0
亘理郡計	11	15	0	26	18	82	0	100	32	4
松 島 町	6	1	0	7	1	21	5	27	12	0
七ヶ浜町	4	0	0	4	9	8	0	17	22	0
利 府 町	7	0	0	7	3	14	11	28	22	0
宮城郡計	17	1	0	18	13	43	16	72	56	0
大 和 町	7	0	0	7	3	42	0	45	19	19
大 郷 町	1	1	0	2	12	8	0	20	8	0
大 衡 村	10	5	0	15	5	33	0	38	15	0
黒川郡計	18	6	0	24	20	83	0	103	42	19
色 麻 町	8	4	0	12	9	17	0	26	22	0
加 美 町	19	19	0	38	15	78	0	93	38	0
加美郡計	27	23	0	50	24	95	0	119	60	0
涌 谷 町	1	1	0	2	8	41	4	53	12	0
美 里 町	8	1	0	9	8	30	0	38	15	0
遠田郡計	9	2	0	11	16	71	4	91	27	0
女 川 町	6	6	0	12	2	24	0	26	14	0
牡鹿郡計	6	6	0	12	2	24	0	26	14	0
南三陸町	18	18	0	36	3	64	0	67	13	0
本吉郡計	18	18	0	36	3	64	0	67	13	0
郡 部 計	151	83	0	234	181	538	21	740	341	35
県 計	584	248	0	832	638	2,259	343	3,240	1,345	222

(9) 入場券発行状況

市区町村名	入場券を 発行して いる団体	選挙人全部に郵送						入場券を 発行して いない 団体	合計
		選挙人全部に郵送		選挙人の一部に郵送			計		
		有=1	選挙人数	有=1	選挙人総数	郵送選挙人数	郵送対象人数		
青葉区	1			1	249,825	247,416	247,416	0	1
宮城野区	1			1	159,292	157,457	157,457	0	1
若林区	1			1	117,361	116,050	116,050	0	1
太白区	1			1	197,759	196,095	196,095	0	1
泉区	1	1	176,371				176,371	0	1
仙台市計	5	1	176,371	4	724,237	717,018	893,389	0	5
石巻市	1	1	115,376				115,376	0	1
塩竈市	1			1	44,713	44,608	44,608	0	1
気仙沼市	1	1	50,136				50,136	0	1
白石市	1			1	27,017	26,819	26,819	0	1
名取市	1	1	65,633				65,633	0	1
角田市	1	1	23,203				23,203	0	1
多賀城市	1	1	51,743				51,743	0	1
岩沼市	1			1	36,137	18,651	18,651	0	1
登米市	1	1	62,760				62,760	0	1
栗原市	1	1	53,224				53,224	0	1
東松島市	1	1	32,516				32,516	0	1
大崎市	1	1	104,801				104,801	0	1
富谷市	1	1	42,476				42,476	0	1
市部計	18	11	778,239	7	832,104	807,096	1,585,335	0	18
蔵王町	1	1	9,542				9,542	0	1
七ヶ宿町	1	1	1,047				1,047	0	1
刈田郡計	2	2	10,589	0	0	0	10,589	0	2
大河原町	1			1	19,864	10,452	10,452	0	1
村田町	1	1	8,697				8,697	0	1
柴田町	1	1	31,381				31,381	0	1
川崎町	1	1	6,977				6,977	0	1
柴田郡計	4	3	47,055	1	19,864	10,452	57,507	0	4
丸森町	1	1	10,329				10,329	0	1
伊具郡計	1	1	10,329	0	0	0	10,329	0	1
亘理町	1	1	28,360				28,360	0	1
山元町	1			1	10,050	9,991	9,991	0	1
亘理郡計	2	1	28,360	1	10,050	9,991	38,351	0	2
松島町	1	1	11,487				11,487	0	1
七ヶ浜町	1	1	15,285				15,285	0	1
利府町	1	1	29,744				29,744	0	1
宮城郡計	3	3	56,516	0	0	0	56,516	0	3
大和町	1	1	23,060				23,060	0	1
大郷町	1	1	6,405				6,405	0	1
大衡村	1			1	4,502	4,471	4,471	0	1
黒川郡計	3	2	29,465	1	4,502	4,471	33,936	0	3
色麻町	1	1	2,006				2,006	0	1
加美町	1			1	18,363	18,334	18,334	0	1
加美郡計	2	1	2,006	1	18,363	18,334	20,340	0	2
涌谷町	1	1	12,726				12,726	0	1
美里町	1	1	19,884				19,884	0	1
遠田郡計	2	2	32,610	0	0	0	32,610	0	2
女川町	1			1	4,958	4,778	4,778	0	1
牡鹿郡計	1	0	0	1	4,958	4,778	4,778	0	1
南三陸町	1	1	10,137				10,137	0	1
本吉郡計	1	1	10,137	0	0	0	10,137	0	1
郡部計	21	16	227,067	5	57,737	48,026	275,093	0	21
合計	39	27	1,005,306	12	889,841	855,122	1,860,428	0	39

(10) 標準投票区時刻別投票状況

時刻別	当日の有権者数			推定投票者数			投票率			
	男	女	計	男	女	計	今回			前回計 (R3.10)
							男	女	計	
現在	人	人	人	人	人	人	%	%	%	%
9:00	917,183	979,839	1,897,022	52,775	37,989	90,764	5.75	3.88	4.78	4.33
10:00	—	—	—	86,313	72,298	158,611	9.41	7.38	8.36	8.58
11:00	—	—	—	121,727	110,332	232,059	13.27	11.26	12.23	13.27
14:00	—	—	—	197,037	189,041	386,078	21.48	19.29	20.35	23.72
16:00	—	—	—	241,871	238,831	480,702	26.37	24.37	25.34	29.18
18:00	—	—	—	286,941	287,366	574,307	31.29	29.33	30.27	34.64
19:30	—	—	—	306,917	307,584	614,501	33.46	31.39	32.39	36.92
20:00	—	—	—	310,543	329,370	639,913	33.86	33.61	33.73	37.34
全市区町村確定投票率							52.84	51.53	52.16	55.87

(11) 各時間帯の投票状況

市区町村名	投票所における投票者数				期 日 前 投票者数 (B)	不 在 者 投票者数 (C)	在 外 投票者数 (D)	投票者 総 数 (A+B+C+D)	当 日 有権者数
	7:00 ～18:00	18:00 ～19:00	19:00 ～20:00	計 (A)					
青 葉 区	76,419	4,470	2,885	83,774	44,617	779	34	129,204	249,576
宮 城 野 区	48,378	2,927	1,597	52,902	21,545	528	11	74,986	159,091
若 林 区	34,180	2,107	1,219	37,506	19,171	311	12	57,000	117,023
太 白 区	61,546	3,623	2,117	67,286	31,768	700	9	99,763	197,504
泉 区	61,741	3,536	1,944	67,221	27,246	486	15	94,968	177,544
石 巻 市	29,668	1,439	746	31,853	26,464	313	5	58,635	115,218
塩 竈 市	12,729	1,061	689	14,479	8,795	156	3	23,433	44,676
気 仙 沼 市	13,790	863	0	14,653	14,548	173	4	29,378	50,037
白 石 市	10,769	330	0	11,099	5,541	100	5	16,745	26,955
名 取 市	20,095	1,249	771	22,115	12,575	135	6	34,831	65,574
角 田 市	7,342	210	0	7,552	5,012	147	1	12,712	23,186
多 賀 城 市	14,839	948	562	16,349	8,901	373	2	25,625	51,687
岩 沼 市	11,817	612	336	12,765	6,178	55	3	19,001	36,097
登 米 市	17,511	802	0	18,313	13,756	94	4	32,167	62,655
栗 原 市	13,716	594	0	14,310	16,648	127	3	31,088	53,444
東 松 島 市	9,466	433	187	10,086	6,816	72	0	16,974	32,455
大 崎 市	28,899	1,223	0	30,122	21,967	167	3	52,259	104,939
富 谷 市	15,191	883	0	16,074	7,617	73	0	23,764	42,544
蔵 王 町	2,638	71	0	2,709	2,612	22	0	5,343	9,530
七ヶ宿町	391	9	0	400	352	3	0	755	1,048
大 河 原 町	6,131	220	0	6,351	4,462	27	1	10,841	19,834
村 田 町	3,257	94	0	3,351	1,706	36	0	5,093	8,690
柴 田 町	9,459	485	0	9,944	6,597	70	1	16,612	31,319
川 崎 町	1,951	0	0	1,951	2,159	16	0	4,126	6,999
丸 森 町	4,029	0	0	4,029	2,066	27	0	6,122	10,316
亘 理 町	8,728	297	0	9,025	5,992	64	4	15,085	28,325
山 元 町	2,975	103	0	3,078	2,597	36	0	5,711	10,058
松 島 町	3,640	214	0	3,854	2,714	43	0	6,611	11,462
七ヶ浜町	4,634	257	128	5,019	3,117	45	1	8,182	15,303
利 府 町	8,340	0	963	9,303	6,754	78	1	16,136	29,675
大 和 町	6,627	358	0	6,985	4,652	107	4	11,748	22,981
大 郷 町	1,697	55	0	1,752	1,737	16	0	3,505	6,399
大 衡 村	1,156	48	0	1,204	1,258	8	0	2,470	4,488
色 麻 町	1,418	0	0	1,418	1,748	10	3	3,179	5,320
加 美 町	5,154	0	0	5,154	4,903	42	0	10,099	18,363
涌 谷 町	3,995	130	0	4,125	2,529	22	0	6,676	12,713
美 里 町	5,744	247	120	6,111	4,585	22	2	10,720	19,916
女 川 町	1,107	33	0	1,140	1,724	15	2	2,881	4,954
南 三 陸 町	2,804	133	10	2,947	2,625	43	0	5,615	10,142
市 区 計 (1 8 団 体)	488,096	27,310	13,053	528,459	299,165	4,789	120	832,533	1,610,205
人口1万人以上の町 村計(14団体)	74,898	2,515	1,221	78,634	56,205	648	14	135,501	249,937
人口1万人未満の町 村計(7団体)	10,977	239	0	11,216	10,684	104	5	22,009	37,898
町 村 計 (2 1 団 体)	85,875	2,754	1,221	89,850	66,889	752	19	157,510	287,835
市 区 町 村 計 (3 9 団 体)	573,971	30,064	14,274	618,309	366,054	5,541	139	990,043	1,898,040

(12) 時間別投票状況

時 間 別		大 都 市 (人口50万人以上の市)		中 都 市 (人口10万人以上50万人未満の市)		小 都 市 (人口10万人未満の市)		人口1万人 以上の町村		人口1万人 未満の町村	
		(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比
投票 所 に お け る 投 票 者 数	投票開始 ～8:00	20,522	6.6%	4,546	7.3%	1,674	6.1%	1,227	8.1%	290	9.1%
	8:00 ～9:00	24,025	7.8%	6,238	10.1%	2,878	10.5%	1,662	11.0%	373	11.8%
	9:00 ～10:00	32,201	10.4%	7,846	12.7%	3,793	13.8%	2,006	13.3%	435	13.7%
	10:00 ～11:00	34,195	11.1%	7,299	11.8%	3,469	12.7%	1,914	12.6%	434	13.7%
	11:00 ～12:00	27,716	9.0%	5,652	9.1%	2,440	8.9%	1,335	8.8%	343	10.8%
	12:00 ～13:00	23,033	7.5%	4,117	6.6%	1,814	6.6%	940	6.2%	209	6.6%
	13:00 ～14:00	23,315	7.6%	4,760	7.7%	2,058	7.5%	1,132	7.5%	246	7.8%
	14:00 ～15:00	24,998	8.1%	4,915	7.9%	2,033	7.4%	1,107	7.3%	237	7.5%
	15:00 ～16:00	23,516	7.6%	4,503	7.3%	1,903	6.9%	1,008	6.7%	191	6.0%
	16:00 ～17:00	26,327	8.5%	4,719	7.6%	2,042	7.4%	1,182	7.8%	177	5.6%
	17:00 ～18:00	22,416	7.3%	3,972	6.4%	1,503	5.5%	959	6.3%	180	5.7%
	18:00 ～19:00	16,663	5.4%	2,662	4.3%	1,475	5.4%	544	3.6%	55	1.7%
	19:00 ～20:00	9,762	3.2%	746	1.2%	336	1.2%	120	0.8%	0	0.0%
計		308,689	100.0%	61,975	100.0%	27,418	100.0%	15,136	100.0%	3,170	100.0%
期日前 投票者数		144,347		48,431		20,726		10,577		3,485	
不在者 投票者数		2,804		480		228		86		26	
在 外 投票者数		81		8		7		6		3	
投票者 総 数		455,921		110,894		48,379		28,805		6,684	
選挙当日 有権者数		900,738		220,157		86,134		48,241		11,719	

注) 本調査は、抽出調査(13市区町)による値である。

(13) 期日前投票の時間別投票状況

市区町村名	期 日 前 投 票 者 数							不 在 者投票者 (B)	在 外 投票者数 (C)	合 計 (A+B+C)
	6:30~8:30	8:30~17:00	17:00~18:00	18:00~19:00	19:00~20:00	20:00~ 22:00	計 (A)			
青 葉 区	0	35,673	3,494	3,386	2,064	0	44,617	779	34	45,430
宮 城 野 区	0	16,901	1,748	1,782	1,114	0	21,545	528	11	22,084
若 林 区	0	15,459	1,448	1,414	850	0	19,171	311	12	19,494
太 白 区	0	25,386	2,335	2,495	1,552	0	31,768	700	9	32,477
泉 区	0	22,695	1,755	1,723	1,073	0	27,246	486	15	27,747
石 巻 市	0	21,788	2,004	1,850	822	0	26,464	313	5	26,782
塩 竈 市	44	7,353	548	541	309	0	8,795	156	3	8,954
気 仙 沼 市	0	12,152	1,175	1,041	180	0	14,548	173	4	14,725
白 石 市	0	4,254	501	504	282	0	5,541	100	5	5,646
名 取 市	0	10,326	837	813	599	0	12,575	135	6	12,716
角 田 市	0	4,225	369	290	128	0	5,012	147	1	5,160
多 賀 城 市	0	7,171	653	692	385	0	8,901	373	2	9,276
岩 沼 市	0	5,028	482	412	256	0	6,178	55	3	6,236
登 米 市	0	11,069	1,184	1,017	486	0	13,756	94	4	13,854
栗 原 市	0	13,323	1,440	1,249	636	0	16,648	127	3	16,778
東 松 島 市	0	5,385	570	585	276	0	6,816	72	0	6,888
大 崎 市	0	17,911	1,712	1,622	722	0	21,967	167	3	22,137
富 谷 市	0	7,319	200	98	0	0	7,617	73	0	7,690
蔵 王 町	0	2,155	235	168	54	0	2,612	22	0	2,634
七ヶ宿町	0	259	37	35	21	0	352	3	0	355
大 河 原 町	0	3,553	346	366	197	0	4,462	27	1	4,490
村 田 町	0	1,374	148	134	50	0	1,706	36	0	1,742
柴 田 町	0	5,374	505	490	228	0	6,597	70	1	6,668
川 崎 町	0	1,667	196	192	104	0	2,159	16	0	2,175
丸 森 町	0	1,733	158	101	74	0	2,066	27	0	2,093
亘 理 町	0	4,868	489	417	218	0	5,992	64	4	6,060
山 元 町	0	2,146	176	181	94	0	2,597	36	0	2,633
松 島 町	0	2,180	222	203	109	0	2,714	43	0	2,757
七ヶ浜町	0	2,552	228	228	109	0	3,117	45	1	3,163
利 府 町	0	5,455	435	501	363	0	6,754	78	1	6,833
大 和 町	0	3,768	382	340	162	0	4,652	107	4	4,763
大 郷 町	0	1,392	127	143	75	0	1,737	16	0	1,753
大 衡 村	0	998	109	107	44	0	1,258	8	0	1,266
色 麻 町	0	1,357	188	130	73	0	1,748	10	3	1,761
加 美 町	0	3,881	411	399	212	0	4,903	42	0	4,945
涌 谷 町	0	2,116	189	162	62	0	2,529	22	0	2,551
美 里 町	0	3,829	338	273	145	0	4,585	22	2	4,609
女 川 町	0	1,433	122	117	52	0	1,724	15	2	1,741
南 三 陸 町	0	2,050	242	243	90	0	2,625	43	0	2,668
市 区 計 (1 8 団 体)	44	243,418	22,455	21,514	11,734	0	299,165	4,789	120	304,074
人口1万人以上の 町村計 (14団体)	0	45,660	4,356	4,072	2,117	0	56,205	648	14	56,867
人口1万人未満の 町村計 (7団体)	0	8,480	927	858	419	0	10,684	104	5	10,793
町 村 計 (2 1 団 体)	0	54,140	5,283	4,930	2,536	0	66,889	752	19	67,660
市 区 町 村 計 (3 9 団 体)	44	297,558	27,738	26,444	14,270	0	366,054	5,541	139	371,734

(14) 指定病院等の不在者投票の外部立会人等

市町村名	外部立会人の選定 及び選任手続き	外部立会人名簿の 名簿登載者数	外部立会人を採用した指定病院等の数				外部立会人を採用せず市区町村選 管職員等の派遣による確認を行っ た指定病院等の数
			病院 (介護老人保健 施設含む)	老人ホーム	身体障害者 支援施設	計	
仙 台 市	ア	8	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0
石 巻 市	ウ	—	21 (0)	19 (1)	0 (0)	40 (1)	1
塩 竈 市	ア	16	6 (0)	4 (0)	1 (0)	11 (0)	0
気 仙 沼 市	ア	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
白 石 市	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
名 取 市	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
角 田 市	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
多 賀 城 市	ア	5	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0
岩 沼 市	ア	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
登 米 市	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3
栗 原 市	イ	—	5 (5)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0
東 松 島 市	イ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
大 崎 市	ア	—	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0
富 谷 市	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
市 部 計			35 (8)	24 (2)	1 (0)	60 (10)	4
蔵 王 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
七 ヶ 宿 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
刈 田 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
大 河 原 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
村 田 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
柴 田 町	ア	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
川 崎 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
柴 田 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
丸 森 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
伊 具 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
亶 理 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
山 元 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
亶 理 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
松 島 町	ア	9	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
七 ヶ 浜 町	イ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
利 府 町	ア	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
宮 城 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
大 和 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
大 郷 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
大 衡 村	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
黒 川 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
色 麻 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
加 美 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
加 美 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
涌 谷 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11
美 里 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0
遠 田 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11
女 川 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
牡 鹿 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1
南 三 陸 町	ウ	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2
本 吉 郡 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2
郡 部 計			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16
県 計			35 (8)	24 (2)	1 (0)	60 (10)	20

ア 市区町村の選挙管理委員会と指定病院等の不在者投票管理者が連絡・調整を行った上で、不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法
イ 外部立会人の職務を積極的に公務と位置づけるという観点から、現行の当日投票又は期日前投票の投票立会人等への報酬支給条例等と同様に、
所要の条例等を整備した上で、市区町村の選挙管理委員会が名簿の中から指定病院等ごとに個別に外部立会人を任命し、特別職の地方公務員
と位置づけた上で、指定病院等の不在者投票管理者が当該外部立会人を立ち会わせる方法
ウ 外部立会人という方法を採用していない

注 () は、外部立会人に市区町村の選挙管理委員会の職員等を採用した施設数で内書きである。

7 開票に関する調

(1) 開票所に使用した施設

市区町村名	開 所	票 数	左記の内訳									借り上げ料 を要した 開票所数
			市区役所 町村役場	支出 張所	学 校	公 会 堂	公 民 館	体 育 館 (学校以外 のもの)	集 施	会 設	左記以外 の公共施設	
青葉区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宮城野区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
若林区	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
太白区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
泉区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
仙台市計	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	4
石巻市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
塩竈市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
気仙沼市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
白石市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
名取市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
角田市	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
多賀城市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
岩沼市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
登米市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
栗原市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
東松島市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
大崎市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
富谷市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市部計	18	1	0	3	1	1	6	0	2	4	8	
蔵王町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
七ヶ宿町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
刈田郡計	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
大河原町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
村田町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
柴田町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
柴田郡計	4	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1
丸森町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
伊具郡計	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
亘理町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山元町	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
亘理郡計	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
松島町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
七ヶ浜町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
利府町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
宮城郡計	3	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0
大和町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大郷町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
大衡村	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
黒川郡計	3	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
色麻町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
加美町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
加美郡計	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1
涌谷町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美里町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
遠田郡計	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
女川町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
牡鹿郡計	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
南三陸町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
本吉郡計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
郡部計	21	4	0	2	2	3	5	1	4	0	2	
県計	39	5	0	5	3	4	11	1	6	4	10	

(2) 開票管理者、開票所事務従事者及び開票立会人

市 区 町 村 名	開票管理者					開票所事務従事者				開票立会人			
	開 管 理 者	票 代 理 者	職 務 管 理 者	臨 時 職 務 管 理 者	に し る 者	合 計	市 区 町 村 の 選 挙 員 書 記	市 区 町 村 の 職 員	そ の 他	合 計	小選挙区	比 例 代 表	合 計
青 葉 区	1	0			0	1	85	196	64	345	3	4	7
宮 城 野 区	1	0			0	1	49	110	32	191	3	3	6
若 林 区	1	0			0	1	37	93	27	157	3	3	6
太 白 区	1	0			0	1	71	133	42	246	3	4	7
泉 区	1	0			0	1	89	161	46	296	3	3	6
仙 台 市 計	5	0			0	5	331	693	211	1,235	15	17	32
石 巻 市	1	1			0	2	31	199	11	241	3	3	6
塩 竈 市	2	0			0	2	2	115	0	117	3	3	6
気 仙 沼 市	1	1			0	2	8	141	0	149	3	4	7
白 石 市	1	0			0	1	42	29	0	71	3	4	7
名 取 市	2	2			0	4	2	132	0	134	3	4	7
角 田 市	1	1			0	2	14	69	0	83	3	4	7
多 賀 城 市	1	1			0	2	6	100	5	111	3	3	6
岩 沼 市	2	2			0	4	10	42	0	52	3	3	6
登 米 市	1	1			0	2	26	102	0	128	3	4	7
栗 原 市	1	1			0	2	10	98	0	108	3	4	7
東 松 島 市	1	1			0	2	9	56	0	65	3	3	6
大 崎 市	2	0			0	2	16	230	0	246	3	4	7
富 谷 市	1	1			0	2	8	55	0	63	3	3	6
市 部 計	22	12			0	34	515	2,061	227	2,803	54	63	117
蔵 王 町	1	1			0	2	19	56	0	75	3	4	7
七ヶ宿 町	1	1			0	2	6	21	0	27	3	4	7
刈 田 郡 計	2	2			0	4	25	77	0	102	6	8	14
大 河 原 町	1	0			0	1	16	78	0	94	3	4	7
村 田 町	1	1			0	2	14	56	0	70	3	4	7
柴 田 町	1	0			0	1	18	77	0	95	3	4	7
川 崎 町	1	1			0	2	9	40	0	49	3	3	6
柴 田 郡 計	4	2			0	6	57	251	0	308	12	15	27
丸 森 町	1	1			0	2	15	38	0	53	3	4	7
伊 具 郡 計	1	1			0	2	15	38	0	53	3	4	7
亘 理 町	1	1			0	2	12	63	0	75	3	3	6
山 元 町	1	1			0	2	10	43	2	55	3	3	6
亘 理 郡 計	2	2			0	4	22	106	2	130	6	6	12
松 島 町	1	1			0	2	1	65	0	66	3	3	6
七ヶ浜 町	1	0			0	1	10	40	0	50	3	3	6
利 府 町	1	0			0	1	12	45	0	57	3	3	6
宮 城 郡 計	3	1			0	4	23	150	0	173	9	9	18
大 和 町	1	1			0	2	3	58	0	61	3	3	6
大 郷 町	1	1			0	2	12	46	0	58	3	3	6
大 衡 村	1	1			0	2	8	25	0	33	3	3	6
黒 川 郡 計	3	3			0	6	23	129	0	152	9	9	18
色 麻 町	1	1			0	2	11	38	0	49	3	3	6
加 美 町	1	0			0	1	15	53	0	68	3	3	6
加 美 郡 計	2	1			0	3	26	91	0	117	6	6	12
涌 谷 町	1	1			0	2	8	52	0	60	3	3	6
美 里 町	1	1			0	2	8	71	0	79	3	3	6
遠 田 郡 計	2	2			0	4	16	123	0	139	6	6	12
女 川 町	1	1			0	2	2	46	0	48	3	3	6
牡 鹿 郡 計	1	1			0	2	2	46	0	48	3	3	6
南 三 陸 町	1	1			0	2	5	79	0	84	3	3	6
本 吉 郡 計	1	1			0	2	5	79	0	84	3	3	6
郡 部 計	21	16			0	37	214	1,090	2	1,306	63	69	132
県 計	43	28			0	71	729	3,151	229	4,109	117	132	249

8 選挙公報及び審査公報の配布世帯数及び各世帯に配布を完了した日

市区町村名	県からの配布部数	配布世帯数	配布を完了した月日
青 葉 区	178,000	172,420	10月25日
宮 城 野 区	109,000	98,658	10月25日
若 林 区	79,000	73,539	10月25日
太 白 区	127,000	112,301	10月25日
泉 区	110,000	95,104	10月25日
仙 台 市 計	603,000	552,022	
石 巻 市	66,500	59,943	10月25日
塩 竈 市	26,000	18,000	10月25日
気 仙 沼 市	28,000	26,500	10月25日
白 石 市	15,000	13,215	10月25日
名 取 市	36,500	32,500	10月25日
角 田 市	12,500	11,123	10月23日
多 賀 城 市	30,500	27,402	10月25日
岩 沼 市	20,500	19,000	10月25日
登 米 市	29,500	26,960	10月25日
栗 原 市	26,500	24,994	10月25日
東 松 島 市	18,000	16,000	10月25日
大 崎 市	57,000	54,109	10月25日
富 谷 市	22,500	20,436	10月25日
市 部 計	992,000	902,204	
蔵 王 町	5,500	4,205	10月21日
七ヶ宿町	1,000	600	10月21日
刈 田 郡 計	6,500	4,805	
大 河 原 町	11,500	10,212	10月21日
村 田 町	5,000	4,530	10月22日
柴 田 町	17,500	16,770	10月23日
川 崎 町	4,000	3,140	10月25日
柴 田 郡 計	38,000	34,652	
丸 森 町	5,500	4,848	10月25日
伊 具 郡 計	5,500	4,848	
亘 理 町	14,500	13,480	10月25日
山 元 町	5,500	4,700	10月21日
亘 理 郡 計	20,000	18,180	
松 島 町	6,500	5,344	10月24日
七ヶ浜町	7,500	6,627	10月25日
利 府 町	15,500	9,644	10月25日
宮 城 郡 計	29,500	21,615	
大 和 町	13,500	11,647	10月25日
大 郷 町	3,500	2,739	10月20日
大 衡 村	3,000	1,862	10月20日
黒 川 郡 計	20,000	16,248	
色 麻 町	3,000	1,994	10月23日
加 美 町	9,000	7,950	10月21日
加 美 郡 計	12,000	9,944	
涌 谷 町	6,500	6,240	10月24日
美 里 町	10,500	9,254	10月22日
遠 田 郡 計	17,000	15,494	
女 川 町	3,500	3,500	10月21日
牡 鹿 郡 計	3,500	3,500	
南 三 陸 町	5,000	5,000	10月21日
本 吉 郡 計	5,000	5,000	
郡 部 計	157,000	134,286	
県 計	1,149,000	1,036,490	

配布世帯数＝市区町村の配布実績